

平成 2 3 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 1 号

平成 2 3 年 9 月 6 日（火曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 3 年 9 月 6 日（火曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 4 号 平成 2 2 年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 6 報告第 5 号 平成 2 2 年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 7 報告第 6 号 平成 2 2 年度財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 7 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 8 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 報告第 7 号 平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 18 報告第 8 号 平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 19 議案第 3 4 号 玉村町税条例等の一部改正について
- 日程第 20 議案第 3 5 号 玉村町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 6 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について（南中学校武道場建設工事）

日程第 2 7 議案第 4 2 号 損害賠償額を定めることについて

日程第 2 8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 笠原 則孝 君 | 2番 | 石内 國雄 君 |
| 3番 | 原 幹雄 君 | 4番 | 柳沢 浩一 君 |
| 5番 | 齊藤 嘉和 君 | 6番 | 筑井 あけみ 君 |
| 7番 | 備前島 久仁子 君 | 8番 | 島田 榮一 君 |
| 9番 | 町田 宗宏 君 | 10番 | 川端 宏和 君 |
| 11番 | 村田 安男 君 | 12番 | 高橋 茂樹 君 |
| 13番 | 浅見 武志 君 | 14番 | 石川 眞男 君 |
| 15番 | 三友 美恵子 君 | 16番 | 宇津木 治宣 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 貫井 孝道 君 | 副 町 長 | 横堀 憲司 君 |
| 教 育 長 | 新井 道憲 君 | 総務課長 | 重田 正典 君 |
| 経営企画課長 | 金田 邦夫 君 | 税務課長 | 月田 昌秀 君 |
| 健康福祉課長 | 小林 訓 君 | 子ども育成課長 | 筑井 俊光 君 |
| 住 民 課 長 | 井野 成美 君 | 生活環境安全課長 | 高橋 雅之 君 |
| 経済産業課長 | 高井 弘仁 君 | 都市建設課長 | 新井 淳一 君 |
| 上下水道課長 | 原 幸弘 君 | 会計管理者兼会計課長 | 松浦 好一 君 |
| 学校教育課長 | 大島 俊秀 君 | 生涯学習課長 | 川端 秀信 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤 千尋 | 局長補佐 | 石関 清貴 |
| 主 査 | 関根 聡子 | | |

○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） おはようございます。

平成23年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、公私ご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。今定例会は、決算議会ともいうべき9月議会を迎えたわけでありますが、審議結果が新年度予算に反映され、またあすの玉村町のまちづくりの一助となる意義ある議会であります。

さて、今定例会には、平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定にかかわる議案や玉村町税条例等の一部改正・補正予算案など重要な議案が町長から後ほど提案されます。また、監査委員より玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書の報告など、ますます住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる質問や質疑を行っていただき、スムーズな議事運営に当たられ、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。今回は一般質問の通告が7名の議員からなされておりますが、活発な議論がなされるものと期待するところであります。

さて、ことしの夏は、3月11日の東日本大震災以来、福島第一原発事故による節電を強いられ、各位におかれましても例年になく厳しい夏を過ごされたものと思います。しかしながら、7月16日に実施された田園夢花火では、「がんばろう日本、被災地に元気を！」をテーマに開催され、厳しい暑さの一夜に大勢の方々に勇気と希望を与えた意義深い催し物でありました。

また、9月1日には、台風12号の接近による影響で当町も断続的な豪雨に見舞われ、冠水した住宅地に土のうを運び込むなどの事態や国道354号の冠水による一時通行どめがあり、心配しましたが、幸いなことに大きな事故には至らず、安堵した次第であります。

議員並びに町長をはじめ執行各位には、残暑厳しき折、体調に十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（宇津木治宣君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。6月から8月ま

での報告は、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、4番柳沢浩一議員、5番齊藤嘉和議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月29日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成23年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月29日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月16日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告5件、承認1件、認定8件、議案9件の23議案を予定しております。

概要につきましては、本日は各委員長より閉会中における所管事務調査報告がございます。続いて、町長より報告第4号から報告第6号までの3件についての一括報告がございます。次に、承認第5号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第7号及び報告第8号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。次に、議案第34号及び議案第35号の2議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第36号から議案第40号までの5議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第41号及び議案第42号の2議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は4名であります。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は3名です。本会議終了後、

決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程 3 日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程 4 日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程 5 日目と 6 日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 7 日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程 8 日目と 9 日目は、決算特別委員会が開催されます。

日程 10 日目は、事務整理日のため休会とします。

日程 11 日目は、最終日とし、午前 10 時から議会全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後 2 時開議、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 議案の審査結果について委員長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 23 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から 9 月 16 日までの 11 日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 11 日間と決定いたしました。

○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） おはようございます。総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会所管事務調査報告。

所管事務調査等の調査が終了しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

日時、平成 23 年 8 月 11 日、木曜、午前 10 時から午後 0 時まで。場所、玉村町役場 4 階、全員協議会室。

本委員会は、8 月 11 日、委員全員参加のもと、所管する経営企画課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、玉村町の指定管理について。

調査経過。平成15年6月、地方自治法第244条の2の一部改正により、公の施設（住民の福祉を増進する目的で、大勢の町民に利用してもらうために設置された施設）の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行され、同年9月から施行された。この新たな制度により、これまで出資法人や公共の団体（社会福祉協議会、農協等）だけに委託することができた公の施設の管理運営について、今後は民間事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、よりふさわしい施設の管理者を議会の議決を得て指定することができるようになった。本制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることとするものである。

当町の取り組み。玉村町は、この制度の導入に当たり、指定管理者の募集条件、手続等を定めました玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を制定し、平成18年4月から指定管理者制度を導入いたしました。募集は原則として公募によるものとし、「広報たまむら」、町ホームページ等を活用し、広く公募します。

指定管理者の指定。地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つものではないので、請負には当たらない。指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、地方自治法に規定する入札の対象にはならない。指定管理者は法人その他の団体であるため、個人は指定できない。ただし、法人格は必要ではない。

(2)、指定に当たっての議会の議決。指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要する。地方自治法244条の2です。

議決すべき事項。対象となる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間。

指定期間は、原則として3年から5年とする。

玉村町では、集中改革プラン（経営改革実施計画）における指定管理者制度導入計画をつくり、平成18年度から平成21年度まで、お手元の資料のような施設の計画をとりました。

(5)としまして、指定管理者導入施設、平成23年4月現在の当町の施設は5つございます。玉村町老人福祉センター、指定管理者は玉村町社会福祉協議会です。玉村町障害者福祉施設、同じく指定管理者は玉村町社会福祉協議会です。次に、玉村町B&G海洋センター、指定管理者は(株)日本水泳振興会群馬支店です。次は、東部スポーツ広場公園です。指定管理者は、企業組合群馬中高原雇用福祉事業団。玉村町北部公園、北部公園サッカー場の指定管理者は萩原造園土木株式会社となっております。指定管理者導入施設は、以上の5施設となっております。

考察。玉村町は、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、本制度は、効果的、効率的な管理及び町民サービスの向上を図ることを目的としています。導入施設については、専門的知識、ノウハウにより良好な管理が行われております。今後も、指定管理者制度に適した施設等については、財政効果、効率的な業務等を考え、導入を推進すべきであります。

以上、所管事務調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の所管事務調査が終了いたしましたので、報告いたします。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成23年8月4日、水曜日、午前10時から11時6分まででございます。場所につきましては、4階、全員協議会室であります。

本委員会は、8月4日、委員全員参加のもと、所管する都市建設課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、都市計画マスタープランの進捗状況について。

調査経過。都市計画マスタープラン策定の目的。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、住民の意見を反映しながら、本町の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すことを目的としている。具体的には、まちづくりの現状や玉村町総合計画などを踏まえ、おおむね10から20年後の目指すべき都市の将来像を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、施設等）の整備方針を示すことで今後のまちづくりの道筋を示すものであります。

都市づくりの目標。将来都市像の理念を踏まえ、次の4つを都市づくりの目標として設定しております。目標1、多彩な機能を生かした交流、連携による活力と魅力あふれる都市づくり。拠点形成といたしまして、既存の商業や工業の集積、豊かな農業資源や自然、歴史、文化を生かした地域振興を推進するとともに、県央の広域交通軸のかなめとしての交通利便性を生かした新たな活力と周辺都市との交流、連携によるにぎわいを生み出す都市づくりを目指します。

次に、目標2として、愛着を持ってだれもが快適に暮らし続けられる安心、安全な都市づくり。定住促進といたしまして、町内に住むだれもが、生活に便利な環境の中で安心、安全に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

目標3といたしまして、豊かな田園や自然と調和した地域資源を生かした都市づくり。地域資源の活用ということで、本町の特性である川、緑、田園などの自然資源や歴史資源を守り、生かし、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

目標4といたしまして、協働によるまちづくり。協働の推進、多くの関係者が地域のまちづくりに参加し、住民、企業、行政の3者がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りの持てるまちづくりを目指します。

なお、平成23年度内の策定完了に向けて、作業部会、策定委員会等、順調に進捗しているとのことであります。

考察といたしまして、まさに10年後、20年後の玉村町のランドデザインを描くマスタープランである。多くの住民の意見を尊重して、プランに反映してほしい。今後、発展途上の玉村町にあって、政策によっては人口も増加に転じる要素は十分ある。土地利用のあり方一つとっても、法の規制、壁に阻まれて住民の意向が通じない現実があるようである。例えば、優良農地にはほど遠い土地で、学校や公園があるような住宅の適地であっても、既存の市街化区域が満杯になってあふれよう状況にならないと開発が不可能な現実があるようであります。地方分権や地域主権が盛んに叫ばれている今日、時代にそぐわない現状があると感じるわけであります。今後の大きな検討課題としたい。

以上をもって所管事務調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

村田安男文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 村田安男君登壇〕

文教福祉常任委員長（村田安男君） おはようございます。閉会中の文教福祉常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、8月8日、月曜日、邑楽郡明和町を視察し、近年話題となっております幼保一元化について視察を行いました。出席委員につきましては、文教福祉常任委員5名、それから宇津木議長、随行者につきましては、佐藤事務局長、それから石関局長補佐でございました。明和町の対応につきましては、教育長の鎌田範雄氏、それから学校教育課長の始澤稔氏、それからこども園園長の小熊幸夫氏でございました。

調査の経過につきましては、まず取り組みの経過でございますけれども、平成12年に、それまで幼稚園3カ所、それから保育所3カ所あったものを1カ所に集約するという、少しダイナミックな事業でございますけれども、実施したそうでございます。その内容というものは、一貫した幼児教育、保育の行政サービスの向上を目指すということでございます。

さらに、平成16年に、地産地消と食育の一体化を図るべく、保育園へ給食を提供するというような、これは当然、構造改革特区という認可を受けなければできないわけでございますけれども、それらを受けて実施したそうでございます。

さらに、平成16年12月に、あの当時、国において文科省と厚生省が議論する中で、幼保の一元化というものが議論されたわけでございますけれども、一応目安が出まして、群馬県でもその方向性というものが見えてきたわけでございまして、19年の1月に県に対して申請し、同年4月に群馬県第1号として認可になったというような話を聞かせていただきました。

設置の目的は、先ほどもちょっと述べましたけれども、核家族あるいは社会環境の変化に即応した

幼児教育、保育の支援体制の構築などということが書いてございましたけれども、とにかくそういう時代に即応した対応を構築するということでございます。保護者の就労の有無に関係なく、教育、保育の実現というようなことでございます。

名称及び定数については、先ほども申し上げましたように、幼稚園が3つ、それから保育園が3つの6あったわけでございますけれども、それを一本化ということで、定数が320ということになっておりますけれども、現状は336名だそうでございます。これは、1歳児から始まりまして、1歳児が21名でございますけれども、5歳児まで合わせて336人が入園あるいは入所しているという、どっちの表現がよしいのかわかりませんけれども、そういうことで今そこにおるそうでございます。

それから、教育の指針としては、保育の指針、これについては、幼稚園教育の要領、それから保育所保育指針に基づいて、これは国の政策でございますから、やっているということでございます。

時間につきましては、通常保育については8時半から午後4時まで、それから朝の早い時間帯については7時半からということでございます。夜、延長については6時半までということでございます。それから、3歳児 小学校就学前の児童の、これは言ってみれば、今玉村町の中でも幼稚園がございますけれども、幼稚園の体制だと思いますけれども、通常保育については4時間が標準で、朝8時半からお昼過ぎ、2時までというような内容になっておりますけれども、それらの計画の中にこれらが組み込まれております。

教育及び保育計画の中では、3歳未満児については保育指針に基づく保育、それから3歳以上児については、これは教育要領に基づく保育です。ちょっとややこしいのですけれども、そういうような内容でやっております。そのほか、食育の関係についてはアレルギー対策とか、あるいは3歳以上児については学校給食の提供ということになっております。

それから、保育日と休園日、ちょっと私も関心を持ったのですけれども、保育日については、土曜日は全部実施しているそうでございます。では、保育日の休みはいつかということでございますけれども、日曜日と祝日、それから12月29日から1月3日、これは年末年始の関係でございますけれども、そういうことだそうでございます。

保育料については、3歳未満児については最高で4万5,000円、それから3歳以上児については2万5,000円ですから、少し安いなというような気がしておりますけれども、そんなような内容になっております。3歳以上児の1日4時間は、これは玉村町で言ってみれば幼稚園でございますけれども、これについては9,500円だそうでございます。

考察といたしましては、近年大変関心があって、いろいろなところへそういうものを考えておりますけれども、社会環境の変化、共稼ぎがふえているような現状の中で保育園が不足するというような、国全体の中ではそういうことが言われているわけでございますけれども、そういう時代に対応すべく、こういうものができ上がってきているわけでございます。

それからもう一つは、明和町でもそうだったのでございますけれども、玉村町においても、私、調べた中では、

一番最盛時から比べると、幼稚園児が130人、それから保育所児が120人、合わせて250人の子供が少なくなっている現状というものが、逆に言えばそれだけの施設能力が余力が出てきているというような判断もあろうかと思えます。いろいろなことを考えていった中で、将来に向かっての、子育てするなら玉村町というような表現もございますけれども、そういう政策というものを検討する時期に来ているのではなかろうかというようなことを視察の中で考えました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○日程第5 報告第4号 平成22年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第6 報告第5号 平成22年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第7 報告第6号 平成22年度財団法人玉村町農業公社決算報告について

議長（宇津木治宣君） 日程第5、報告第4号 平成22年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第7、報告第6号 平成22年度財団法人玉村町農業公社決算報告についてが提出されました。

これより公社、財団に関する3件の決算報告を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。

ことしの花火大会は、大会名を「がんばろう日本！田園夢花火2011」震災復興支援第23回たまむら花火大会とし、東日本大震災復興支援事業として、また玉村町でのデスティネーションキャンペーンのメイン事業としまして開催したところ、皆様のご協力により盛大に開催することができました。ここに厚く御礼申し上げます。また、ふるさと祭りをはじめとする夏の恒例行事につきましても、盛大に開催ができましたことを重ねて御礼申し上げます。さらに、各地区におきましても納涼祭が活気あふれる中行われましたことを大変お喜びを申し上げる次第であります。

さて、本日、平成23年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月16日までの11日間、23案件につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成22年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入らせていただきます。

報告第4号 平成22年度玉村町土地開発公社決算報告について、土地開発公社理事長より平成23年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、公有地の拡大推進に関する法律に定める業務により、町より業務委託をいたしました。内容は、東部工業団地拡張事業の開発中、土地におきまして、昨年度に引き続き造成工事、水道切り回しにかかわる設計委託及び工事等を実施し、総額1億7,490万6,400円を執行いたしました。

本年度決算は、収益的収支につきましては、収入7,606円、支出142万5,500円となり、差し引き141万7,894円の損失を計上いたしました。資本的収支におきましては、収入1億1,700万円、これは借入金でございます、支出1億7,490万6,400円、これは土地の造成事業費でございます、となっております。

現在の状況ですが、東部工業団地拡張事業で造成した土地につきましては、平成23年8月1日付で企業へ売却となりました。

以上で平成22年度土地開発公社決算にかかわる報告といたします。

報告第5号 平成22年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について申し上げます。財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成23年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計額は5,805万7,946円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。また、補助金について、平成22年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,334万4,586円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である665万5,414円の返還を受けました。

事業種別につきましては次の5種とし、鑑賞事業4本、共催事業5本、住民参加型事業2本、地域協働事業2本、助成事業2本の合計15事業であります。なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第6号 平成22年度財団法人玉村町農業公社決算報告につきましてご説明申し上げます。財団法人玉村町農業公社理事長より平成23年6月21日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が6,721万5,752円、当期支出合計が6,810万1,392円であり、当期収支差額は88万5,640円の単年度の赤字でございます。

玉村町の農業におきましては、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えてきません。こうした中、平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、前年度は農地保有合理化事業から本年度は新たに農地利用集積円滑化事業が創設されました。集落営農組織の法人化が進んでいることにより、この事業が活発に活用され、大きな成果を上げたところでござい

ます。また、この事業は従来の集落営農組織並びに認定農業者の育成につきましても大きく寄与するため、農業公社としてこの事業を重点的に推進しているところであります。その結果、平成22年度末の貸借状況は、面積ベースで対前年度比40.9%増の333.7ヘクタールの貸借契約がなされております。

次に、農業機械銀行事業の農業機械使用料収入では、平成21年度に比べ、総額で25万9,000円減の55万4,000円でしたが、前年同様、フレールモア-の需要は高く、遊休農地や耕作放棄地の草刈り作業に大いに活用されております。

また、農業生産物等加工販売事業ですが、平成22年度において地元産野菜を素材に使ったジェラートづくりを行い、県内及び町内のイベント等で好評だったため、将来の直売所開設が実現した場合には主力商品として販売できるよう、完成度を高めてまいりたいと考えております。

さて、平成22年度から始まったホールクロップサイレージ事業におきましては、天候不順による作業工程のおくれと工場荷受け手続のおくれが大きく影響し、当初予定していた期間よりも大幅にずれ込んだことが作業委託費の増加につながったものと考えております。今後は、作業委託費のコスト削減のための努力を行っていきたいと考えております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で公社、財団に関する決算報告を終了いたします。

○日程第8 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（平成23年度玉村町一般会計補正予算（第3号））

議長（宇津木治宣君） 日程第8、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成23年度玉村町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第5号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年8月10日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、本年度から2カ年にわたって計画しておりましたクリーンセンター延命化事業について、本年度分の国からの交付内示額が当初計画の3分の1に削減されたことから、本年度実

施予定の事業費についてもそれに合わせて削減するものでございます。

なお、この事業費の変更に伴い、歳入歳出予算についてはその総額から3億2,936万4,000円を減額し、債務負担行為、地方債についてはその限度額を変更するものでございます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

-
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 22 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 10 認定第 2 号 平成 22 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 11 認定第 3 号 平成 22 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 12 認定第 4 号 平成 22 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 13 認定第 5 号 平成 22 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 14 認定第 6 号 平成 22 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 15 認定第 7 号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

○日程第 16 認定第 8 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（宇津木治宣君） 日程第 9、認定第 1 号 平成 22 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 16、認定第 8 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、認定第 1 号から日程第 16、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 認定第 1 号 平成 22 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額は 106 億 6,830 万 7,418 円、歳出総額は 99 億 9,666 万 6,272 円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 6 億 7,164 万 1,146 円の黒字となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 8,665 万 5,800 円ありますので、実質収支は 5 億 8,498 万 5,346 円の黒字となり、このうち 3 億円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの 2 億 8,498 万 5,346 円は翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

歳入総額は、前年度に比べ 6.8%の減少となっております。今年度の大きな特徴としては、企業業績の回復により法人町民税が 44.7%増加しましたが、個人所得の減少により個人町民税が 9.8%減少したため、町税全体では 1.1%の減少となりました。

国庫支出金についても、定額給付金や子育て応援手当、経済対策のための地域活性化・経済危機対策臨時交付金がなくなったことにより 42.9%の減少となりました。しかし、地方交付税については、前年度の法人町民税の落ち込み精算により前年度に比べ 34.8%の増加となり、県支出金についても、中学生までの医療費無料化による福祉医療費補助金の増加や緊急雇用創出事業補助金などにより 30.8%の増加となりました。

また、歳出総額については、前年度に比べ 8.3%の減少となっております。目的別では、総務費が定額給付金の支給やふるさと融資資金の貸し付けがなくなったことにより 37.2%の減少となり、教育費についても、玉村中学校体育館、プール建設工事や玉村小学校体育館耐震補強工事が終了したことにより 22.5%の減少となりました。一方、性質別では、維持補修費、補助費、貸付金、投資的経費がそれぞれ減少いたしました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、これまで90%台が続き、高率を示しておりましたが、平成22年度決算における経常収支比率は84.7%となり、前年度に比べ大幅に改善いたしました。しかし、その他の指標につきましては、財政力指数が0.02ポイント下降し0.83、公債費負担比率が0.8ポイント上昇し12.4%となり、それぞれ前年度の指標に比べ、わずかに悪化いたしました。

なお、地方債残高については、平成16年度をピークに徐々に減少しておりましたが、小中学校耐震化のための教育費や臨時財政対策債の増加などにより平成21年度から増加に転じ、平成22年度末では94億5,394万円となりました。

一方、財政調整基金の残高については、平成21年度の決算剰余金2億2,000万円と発生利子304万円を積み立て、5,380万円の取り崩しを行った結果、前年度に比べ1億6,924万円増加し、25億8,903万円となりました。

これまでに述べたように、経常収支比率については大幅に改善し、財政力指数、公債費負担比率については、わずかに悪化したものの、県内の他市町村と比較して良好な状態で推移をしております。しかし、今後、老朽化した教育、福祉、環境関連施設などの生活関連社会資本整備のほか、平成25年度に開通が予定されている（仮称）高崎・玉村スマートインターチェンジや平成26年度に全線開通が予定されている東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備などにより、地方債依存度はさらに高まることが予想され、さらに少子高齢化に伴う社会保障費の増大にも対応する必要が生じております。そのため、今後の財政運営につきましては、常に社会経済情勢や国の制度改正などの動向を注視し、引き続き健全な運営に努めるとともに、今年度から始まる第5次総合計画の着実な推進を図っていききたいと考えております。

認定第2号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は34億3,480万4,372円で、歳出決算額は31億2,600万9,075円であります。まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税は8億8,052万4,098円で、現年分の収納率は89.78%で、前年対比1.39%の増加であります。

主な医療費に対する歳入は、国の負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金4億4,592万2,062円と支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金2億3,888万8,000円であります。その他の国の負担金については、老人保健医療費拠出金191万769円、介護納付金6,298万5,568円、後期高齢者支援金1億2,512万7,334円あります。

また、国の補助金として、普通調整交付金が1億4,954万7,000円と特別調整交付金が3,238万円あります。特別調整交付金については、新たに非自発的失業者に対する国保税軽減に関する経費の補助として161万5,000円が交付となっております。65歳以上の前期高齢者

の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金が4億5,206万8,685円であります。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で1億7,103万271円であります。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億5,170万9,783円が繰り入れられております。また、基金繰入金は国保財政調整基金3,600万円を取り崩して繰り入れております。

次に、歳出では、主に保険給付費の支払いで、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて20億9,501万2,648円であります。その他、老人保健拠出金は679万9,493円、介護納付金は1億8,525万1,669円、後期高齢者支援金等については3億9,775万5,536円であります。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、2,540万4,044円の支出となります。特定健診については、受診者が前年度より増加しましたが、実施計画にある目標値には達しておりません。今後も制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

実質収支額については、3億879万5,297円で翌年度へ繰り越しました。今後もの確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成22年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算額とも356万534円でございますが、老人保健特別会計は平成22年度をもって廃止といたしますので、医療諸費及び総務費で支払った1万2,384円以外の354万8,150円を全額一般会計に繰り出して清算するものでございます。なお、平成23年度以降、医療費等の追加清算があった場合、一般会計で取り扱うこととなります。

認定第4号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1億9,385万6,607円で、歳出決算額は1億9,168万3,118円であります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億3,886万9,800円で、収納率は98.93%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び後期高齢者医療広域連合市町村負担金として5,295万428円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険基盤安定拠出金3,770万9,760円、事務費拠出金1,116万2,668円、保険料納付金1億3,794万3,000円であります。

実質収支額については、217万3,489円で翌年度へ繰り越しました。

後期高齢者医療制度につきましては、後期高齢者の方々にご理解をいただけてきたものと思われま

す。つきましては、今後もこの制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくことにより円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第5号 平成22年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は14億5,509万1,532円、歳出決算額は14億2,427万8,656円でありますので、その実質収支額は3,081万2,876円となり、同額を翌年度に繰り越します。

介護保険事業開始から10年が経過し、制度はある程度普及いたしましたが、近年の高齢化率の伸びに伴い、歳入歳出とも前年を上回りました。給付費では、要介護者の居宅介護サービスが著しく伸び、福祉用具購入費、住宅改修費、要介護、要支援者のサービス計画費も伸びております。

また、地域支援事業では、平成19年度まで老人保健法の基本健診で行っていた生活機能評価が、平成20年度からは高齢者医療確保法の特定健診と同時に介護保険法の特定高齢者把握事業として実施することとなり、平成22年度は1,029万9,587円の支出となっております。今後も適正な介護給付に努め、より信頼される制度として事業運営が行われるよう推進していきたいと考えております。

認定第6号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は1,008万778円、歳出決算額は1,008万778円の同額となっております。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成22年度で5年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

認定第7号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は13億52万3,640円で、歳出決算額は12億5,992万6,509円であります。平成22年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が4,925メートル、整備面積が23.29ヘクタールでございます。年度末の下水道普及率は62.3%となっております。

歳入の主なものとして、受益者負担金が2,045万1,100円、下水道使用料が2億3,774万5,160円であります。国庫補助金については、1億8,599万3,500円となっております。一般会計からは2億9,800万円が繰り入れられました。繰越金は5,363万1,716円、下水道事業債は、公共、特環、流域を合わせて4億8,597万4,000円あります。

次に、歳出は、下水道費7億8,105万5,488円で、公債費は元金、利子償還金を合わせて4億7,887万1,021円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として通年の管渠清掃及び隔月のマンホールポンプ清掃を行い、平成15年度から実施しているテレビカメラによる管路内調査を行いました。調査内容は、古い管の状態、不明水などについて調べるもので、昨年度は箱石、川井及び下茂木地区の約1.6キロメートルを対象とし、その結果、管渠内に堆積した土砂4.9立方メートルを処分いたしました。

公共下水道建設事業(汚水)では、板井地区及び福島地区を整備しました。また、雨水幹線整備事業につきましては、上新田地内、これは例の蛭堀でございます、の改修工事、上飯島地内、これは町道217号線と国道354号の交差点部分でございます、の排水路設置工事、下新田地内、これは斉田上之手線でございます、の排水路設置工事を行いました。

特環公共下水道建設事業では、斎田地区、板井地区及び角淵地区を整備いたしました。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図っていきたいと考えております。

認定第8号 平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額6億233万8,472円で、その主なものは給水収益等の営業収益で5億9,873万6,560円でございます。

一方、支出総額は5億3,408万1,509円で、その主なものは営業費用の4億6,288万9,117円と営業外費用の企業債利子6,061万9,642円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1,392万3,000円で、全額が加入者負担金でございます。

一方、支出総額は2億2,009万2,198円で、その主なものは建設改良費の1億1,074万3,500円と企業債償還金の1億789万1,938円でございます。

なお、資本的収入において不足した2億616万9,198円は、当年度分消費税資本的収支調整額461万500円、当年度分損益勘定留保資金1億1,745万1,637円、過年度分損益勘定留保資金6,675万1,776円及び建設改良積立金1,735万5,285円で補てんしたものでございます。引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成22年度の一般会計をはじめ各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月14日から29日までの間、監査委員さんに決算審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたく提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

次に、認定第1号 平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定については監査委員の審査意見が付されております。審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

総務課長（重田正典君） それでは、川野、高橋両監査委員から提出されました平成22年度玉村町歳入歳出決算審査意見書のポイントのみ朗読させていただきます。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。審査対象でございます。審査対象、1、一般会計。（1）、平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算、（2）、上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

2、特別会計。（1）、玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、（2）、玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算、（3）、玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、（4）、玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算、（5）、玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算、（6）、玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算、（7）、上記6会計の決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

3、基金運用状況でございます。（1）、財政調整基金ほか、以下の18基金であります。

次に、4、事業会計でございます。（1）、平成22年度玉村町水道事業会計決算、（2）、上記事業会計の決算に関する証書類、事業報告書、収益・費用明細書、企業債明細書及び固定資産明細書でございます。

次に、4ページに移らせていただきます。審査結果でございます。審査に付された各会計の決算関係書類はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は、会計管理者及び各課、局、所等が保管する関係帳票と照合し確認を行った結果、一致し、適正に処理（水道事業会計については企業会計原則に準拠）されていることを確認しました。また、歳入歳出差し引き残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、各会計別及び基金の運用状況の審査内容等は以下に記すとおりであるということでございます。ごらんいただければと思います。

次に、5ページをお願いいたします。2、実質審査でございます。（1）、一般会計、ア、決算収支。一般会計の決算収支の状況を見ると、実質収支（形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額）は、前年度と比べ1億4,897万6,000円の増加、5億8,498万5,000円の黒字となったということでございます。

また、単年度収支（平成22年度の実質収支から平成21年度の実質収支を差し引いた額）は、1億4,897万6,000円の黒字となった。

実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び繰上償還金を加え、財政調整基金の取り崩し額を差し引いた額）ということでございますが、についても、9,821万3,000円の黒

字となった。

財政運営の健全性を示す実質収支比率（実質収支を標準財政規模で除し、100を乗じたもの）でございますが、8.5%であり、近年の推移は、平成18年度7.1%、平成19年度7.9%、平成20年度6.9%、平成21年度6.5%である。

次に、7ページの中ほどをごらんいただきたいと思います。エ、各指標の推移でございます。財政構造の弾力性を示す指標、経常収支比率については84.7%で、前年度の93.9%に比べ、9.2ポイントと大きく下降した。これは、企業業績の回復により法人町民税が伸びたものの、個人町民税が大幅に落ち込んだことにより、町税全体では1.1%減少したが、地方交付税が34.8%、臨時財政対策債が64.4%増加したためである。また、公債費負担比率は、公債費の上昇により前年度に比べ0.8ポイント上昇し、12.4%となった。

なお、町の財政力をあらわす財政力指数は、平成13年度から上昇が続いていたが、今年度は0.83で、昨年度の0.85を0.02ポイント下回った。

将来にわたる財政負担としての地方債現在高は、平成16年度をピークに減少し続けていたが、平成21年度から増加に転じ、平成22年度は94億5,394万2,000円となり、前年度に比べ1億1,240万円増加した。これを住民1人当たりの額に換算すると25万6,177円で、前年度に比べ4,329円増加となった。

続きまして、8ページ中ほどをごらんいただきたいと思います。次に、(2)、国民健康保険特別会計でございます。決算収支、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が34億3,480万4,000円で、前年度に比べ1億2,147万9,000円増加となり、歳出総額は31億2,600万9,000円で、前年度に比べ9,935万6,000円増加となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた繰越金は3億879万5,000円となり、前年度に比べ2,212万3,000円増加となった。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。(3)、老人保健特別会計、決算収支です。老人保健特別会計の決算状況は、歳入総額は前年度に比べ821万円減少し、356万1,000円となった。歳出総額は、前年度に比べ603万8,000円、大幅に減少し、356万1,000円となった。よって、歳入総額から歳出総額を引いた残額はゼロとなった。

なお、平成22年度の業務については、平成20年3月診療分までの再審査、月おくれ請求分の医療費等である。

次に、下の(4)、後期高齢者医療特別会計をごらんいただければと思います。決算収支でございます。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額は1億9,385万7,000円で、前年度に比べ291万9,000円増加し、歳出総額は1億9,168万3,000円で、前年度に比べて226万5,000円増加となっている。歳入総額より歳出総額を差し引いた金額217万3,000円については、町の一般会計返還金が96万3,000円、広域連合への保険料が121万

1,000円となっている。

次に、(5)の介護保険特別会計をごらんいただければと思います。決算収支、介護保険特別会計の決算収支は、歳入総額は14億5,509万2,000円で、前年度に比べて5,761万3,000円の増加となった。歳出総額は14億2,427万9,000円で、前年度に比べ5,401万円の増加となっている。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。(6)、介護予防サービス事業特別会計でございます。決算収支、歳入歳出総額はそれぞれ1,008万1,000円で、前年度に比べ22万1,000円の増加となった。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。(7)、下水道事業特別会計でございます。ア、決算収支、下水道事業特別会計の決算状況は、前年度から事業を繰り越したことにより歳入歳出ともに増加した。歳入総額は13億52万4,000円で、前年度に比べ1億3,260万円増加となった。収納率は95.4%で、前年度に比べ6.3ポイント改善した。歳出総額は12億5,992万7,000円で、前年度に比べて1億4,563万5,000円増加となったということでございます。

続きまして、14ページでございます。番の審査意見でございます。総括意見、一般会計や特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われており、基金の運用状況も妥当であると認められた。

平成22年度措置状況については、定期監査及び随時監査並びに例月出納検査や決算審査時において措置を求めた事項について、平成22年度措置状況調書により審査した結果、おおむね適切な措置が講じられていると認められた。

不用額については、平成22年度決算において50万円以上の不用額が生じている科目及び支出がない科目について審査した結果、不用額の主な原因は、節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものが主な要因であり、やむを得ないものと認められた。

不納欠損処分については、地方税法、関係法令等の明確な基準に基づき事務処理されており、おおむね適正に処理されていることが随時監査において確認されているところであるが、今後とも、税の公平性、公正性の観点から、漫然と不納欠損処分をすることなく、真にやむを得ないもののみを不納欠損するよう慎重に取り組むとともに、他の関係課との連携を密にし、整合性が図れるよう努められたい。

各種団体への補助金等については、補助金等実績報告書を審査した結果、事業実施状況はおおむね良好であり、補助金等の残金についても町への繰り戻しが図られており、補助金の有効活用が図られていると認められた。

2、一般会計。一般会計の決算収支の状況は、実質収支は、前年度4億3,600万9,000円

と比べ、1億4,897万6,000円増加し、5億8,498万5,000円の黒字となったが、全般を通してみると、厳しい財政状況の認識を持ち、業務を遂行していると認められるものと評価する。今後とも、健全な財政運営に努めるとともに、さらなる町民福祉の向上のための施策に取り組むよう期待する。

乗り合いタクシーたまりんの利便性の向上等についての取り組みは、高齢者や子供等の交通弱者の移動手段確保や地域公共交通の充実のためにも重要であることから、平成22年度措置状況調書の報告に基づき、早急に改善に取り組まれない。

特定健康診査等各種検診事業については、町民の健康や生命を守るためにも重要であるが、受診率が低下傾向にあることから、さらなる事業の周知徹底を図り、引き続き受診率の向上に努められたい。

玉村町行政情報番組放送業務委託については、FMたまむらを利用し、地域に密着した情報をリアルタイムで発信する業務委託であるが、その業務委託の目的が十分達成され、必要な成果が得られているかどうかについて検証が必要ではないかと思われる。

3、特別会計。国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護予防サービス事業特別会計、下水道事業特別会計の決算収支の状況は、おおむね妥当と認められた。今後とも引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

下水道の普及率については、平成20年度58.2%、平成21年度59.3%、平成22年度62.3%と年々上昇しており、平成21年度末における群馬県平均48.3%よりも上回っているが、全国平均73.7%に比べると大幅に低いことから、今後とも生活環境の向上に資するため、普及率の向上に取り組まれない。

次に、4、基金運用状況でございます。財政調整基金、減債基金、ふるさと創生基金、文化センター運営基金、教育振興基金、罹災救助基金、都市計画事業基金、学校給食事業基金、地域福祉基金、ふるさと振興基金、育英基金、柴田奨学基金、田中奨学基金、大澤奨学基金、土地開発基金、国保財政調整基金、介護保険基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金、マタニティ基金、群馬県証紙購入基金の運用状況については、審査の結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、運用状況はおおむね妥当であると認められた。今後とも引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

続きまして、平成22年度玉村町水道事業会計決算審査意見でございます。4番の審査結果から朗読させていただきます。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は上下水道課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行った。また、3月31日現在の預貯金については、水道事業会計出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した。委託業務や工事施工状況についても審査を行ったが、適正に処理されていた。

一番最後の審査意見でございます。8、審査意見、老朽化した水道施設の中長期的な整備計画の策定については、平成22年度措置状況調書の平成23年度に計画係を新設し、中長期的な整備計画を

現在作成中との報告のとおり、早急な対応を要望する。

また、有収率が平成21年度88.9%、平成22年度87.4%と減少傾向にあることから、貴重な財源の確保のためにも原因の究明に当たられたい。今後とも、収益の向上と水の安定供給のため、さらなる経営努力を切望するということでございます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午前10時45分に再開いたします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、「議会運営に関する基準、附則第1、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行う」と定められております。したがって、款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成22年度各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第9、認定第1号 平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 非常に決算の状況がいいということで、財政負担等もよくなっているということで非常にすばらしいなと思っておりますが、ちょっとお聞きしたいのが、財政基金等の状況で、本来玉村町が目指している財政基金の金額とか割合とかがありましたら、まず教えていただきたい。

それから、住民の方々が気になるのは、町の借金が幾らで預金が幾らかと。借金となりますと、残高等は町債等でわかりますし、返済のほうは公債費等でわかるわけですが、ついては、返すときに利息はおよそどのぐらいのものなのか、または積んでいるどのぐらいのものなのか、もしわかりましたらちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） それでは、質問を変えさせていただきます。

歳入の31ページの町税のところ、不納欠損額がかなり金額が多いわけですが、これの処理の状況を、どういう形でこの数字が出たかをちょっと教えてください。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 当初予算に比して、収入がふえて支出が減っているということで、大変いいのだと思うのですが、先日たまたま自治体財政の研修に行ってきたして、一番やはり肝心なのは、決算に対してどういう評価をしていくかというのがやはり大事なのだということを聞いてきました。内容を言いますと、経常収支比率が改善したといっても、やはりそのもととなったのが交付税と臨時財政債ということで、やっぱり依存財源ということもありまして、余り手放しても喜べないかなというふうに考えておりますが、全体的な今回の一般会計の決算について町長はどんな評価をされているか、一言、なかなか特別委員会になるとこんな話も聞けないので、お話ししていただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 経常収支比率が大変向上したというのは、今、原議員さんが言ったとおりでございますので、決して安心できる状況ではないということでございます。

ただ、かなり22年度までに投資的な仕事、玉中、第3保育所、そして各小中学校の耐震補強等で建設をしました。非常にこの厳しい経済情勢の中でございましたけれども、そういう中でこのような

工事ができたということは、私は玉村町の財政が非常に底力があるなというようなことを自分でも思っております。

ただ、そういう時期でございますけれども、今後は、そういうものが一段落しましたので、ハードから今度はソフト面ということでございますので、ソフト面をもっと充実させていきたいなと思っておりますので、22年度決算におかれましてはまた細かい特別委員会の中で話が出ると思っておりますけれども、おおむねハード面が一段落した面もありますので、そういう意味では、ハードをした中でこれだけの決算ができたということは、さっき申したとおり玉村町の財政の力が私はあるものだと、そういうような認識であります。ただ、決してこれで安心しているわけではございませんので、今後もっともっと財政の安定化については無駄を省いて、全職員そういうつもりでおりますので、無駄を省いて、住民福祉、住民の皆さんが満足できるような予算の配分をしていくということをもっともっと進めていくということをお願いしております。

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 地方債の現在高が約95億円ですね。それで、基金、要するに積立金の現在高が約40億円、差し引き負担額は55億円と、玉村町の借金が、1人当たりが約15万円の借金になっていると、こういう状況が玉村町の大ざっぱな財政状況だと思うのです。これは、県内の町村と比べて何番目ぐらいにいいのですか。概略でいいです、約3番目とか5番目とか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 22年度決算についての状況の内容については、地区の座談会のときにおおむね近隣の市町村の割合に比べていいという形ではご説明申し上げたと思うのですが、正確に何番目だとか何かというのはちょっとわからないと思います。決算の特別委員会のときまでに、その書類については資料をお出ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 今年度の予算は、いろいろ黒字続き、実質収支、単年度収支、そして総収入決算額など、すべてにおいて黒字を出しておるので、すばらしいなとは思いますが、黒字だからすべてすばらしいということではないと思うのです。不用額の多さなども見ても、22年度予算の編成当時の事業が十分に執行されているのかなというようなことをちょっとってはみるのですが、この黒字の要因とかわかりましたらお知らせをお願いします。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 黒字の要因ということでちょっとご説明なのですが、歳入につきましては、要するに交付税が一昨年ですか、のあの法人町民税の減収を補てんするための交付税として伸びてきたということがまず1つだということでございます。

歳出については、先ほども監査委員の報告にあったとおり、実際に事業を行うときの入札差金だとかが大きかったということもありますし、実際、職員が業務に当たって、細かいことから支出額に気をつけて、要するに収支がうまくいくような形で業務を執行したということでご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第10、認定第2号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成22年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第3号 平成22年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成22年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第4号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成２２年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１３、認定第５号 平成２２年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成２２年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１４、認定第６号 平成２２年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成２２年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１５、認定第７号 平成２２年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成22年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第8号 平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

これをもって、8会計にかかわる総括質疑を終了いたします。

○決算特別委員会の設置・選任の件

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

認定第1号 平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8議案につきましては、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

○日程第17 報告第7号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第 18 報告第 8 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

議長（宇津木治宣君） 日程第 17、報告第 7 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 18、報告第 8 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより 2 件の報告を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 報告第 7 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されません。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されません。

次に、実質公債費比率についてですが、過去 3 年間の平均値で算出しておりまして、平成 20 年度から平成 22 年度までの平均値は前回は 0.6% 下回る 6.4% となりました。国で定めた早期健全化基準は 2.5% となっておりますので、この数値もクリアしております。

次に、将来負担比率については、平成 23 年 3 月末日における基金残高、一般会計の地方債残高、特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高や全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、数値は算定されませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第 8 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、数値は算定されません。この資金不足比率についても、監査委員さんにより審査をいただき、審査意見書が提出されておりますので、その意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第 17、報告第 7 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 18、報告第 8 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

総務課長（重田正典君） 平成22年度財政健全化審査意見書ということで、朗読させていただきます。

1、審査の概要でございます。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したということでございます。

審査の結果でございます。総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということでございます。

次に、個別意見でございます。 、実質赤字比率について。平成22年度は、実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されないとなり、早期健全化基準の14.08%と比較するとこれを下回っており、良好と言えるということでございます。

番、連結実質赤字比率についてでございます。平成22年度は、すべての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されないとなり、早期健全化基準の19.08%と比較するとこれを下回っており、良好と言えるということでございます。

続きまして、番、実質公債費比率についてでございます。平成22年度の実質公債費比率は6.4%（前年度7%）となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っており、良好と言えるということでございます。

次に、番、将来負担比率についてでございます。平成22年度の将来負担比率は算定されておりませんということになり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、良好と言えるということでございます。

次に、是正改善すべき事項でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

次に、水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査結果でございます。総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということでございます。

次に、個別意見といたしましては、水道事業は、事業の規模が5億2,348万6,000円、流動負債6,325万7,000円、流動資産3億7,649万4,000円、剰余額3億1,323万7,000円、標準財政規模比4.5%である。したがって、資金不足比率は算定されないとなり、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状況にあると認められるということでございます。

次に、是正改善すべき事項でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

続きまして、平成22年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書ということでございます。

その審査結果でございます。総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎と

なる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということでございます。

個別意見でございます。下水道事業は、事業の規模2億4,115万6,000円、歳出額12億5,992万6,000円、歳入額12億8,020万5,000円、剰余額2,027万9,000円、標準財政規模比0.3%であると。したがって、資金不足比率は算定されないということになり、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められるということでございます。

是正改善すべき事項については、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

○日程第19 議案第34号 玉村町税条例等の一部改正について

○日程第20 議案第35号 玉村町都市計画税条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第19、議案第34号 玉村町税条例等の一部改正についてから日程第20、議案第35号 玉村町都市計画税条例の一部改正についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第34号から日程第20、議案第35号までの2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第34号 玉村町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日付法律第83号で公布されたこと等に伴い、玉村町税条例等の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、町民税については、町民税にかかわる不申告、退職所得申告書の不提出及び納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げる改正でございます。

次に、肉用牛の売却による事業所得にかかわる町民税の課税の特例について、平成24年度から平成27年度まで3年間延長するものでございます。またあわせて、免税対象牛の売却頭数の上限を2,000頭から1,500頭に引き下げる改正でございます。

次に、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の適用期限及び非課税口座内上場株式

等の譲渡にかかわる町民税の所得計算の特例期限をそれぞれ2年間延長する改正でございます。

以上が町民税にかかわる主な内容で、このことに伴う規定の整備となっております。

次に、固定資産税ですが、固定資産税にかかわる不申告及び納税管理人にかかわる不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げる改正でございます。

また、特別土地保有税にかかわる不申告に関する過料の上限を10万円とした規定を新たに整備するものでございます。

次に、軽自動車税ですが、軽自動車税にかかわる不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げる改正でございます。

次に、たばこ税につきましては、たばこ税にかかわる不申告に関する過料の上限を10万円とした規定を新たに整備するものでございます。

議案第35号 玉村町都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日付法律第83号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要は、地方税法における固定資産税等の課税標準の特例の見直しに伴う削除及び項ずれの修正でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第34号 玉村町税条例等の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第35号 玉村町都市計画税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

-
- 日程第21 議案第36号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第22 議案第37号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第23 議案第38号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第24 議案第39号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第25 議案第40号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第21、議案第36号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第25、議案第40号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第36号から日程第25、議案第40号までの5議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第36号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,229万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億7,535万4,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、国、県支出金合わせて1,241万4,000円、学校給食事業基金から前年度の食材費精算分としての繰入金1,016万9,000円、前年度繰越金として1億2,000万5,000円をそれぞれ増額し、町債については1億950万円を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、まず総務費では、来年1月から役場1階の住民課窓口でパスポートの申請、交付をスタートさせるための経費や子ども手当の支給額を変更するためのシステム改修費、また当初予算で計上しておりました庁舎外壁改修事業については、今年度を実施することを取りやめ、改めて綿密な調査を行い、その結果に基づき工事の実施方法を検討していきたいと考えております。

次に、民生費ですが、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があるため、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、市民後見人の養成を行ってまいります。

衛生費では、死亡原因のトップに位置しているがんの中で3番目に死亡者の多い大腸がんの検診費用について、新たに国庫補助の対象となったことから、特定の年齢に達した町民に対し、大腸がん検診が無料となるクーポン券を送付し、がん検診の受診率向上を図るとともに、がんに対する知識の普及を図るため、検診手帳を配布いたします。

農林水産業費では、川井沼のしゅんせつ工事や農地・水・環境保全向上対策事業、土木費では、町内各所における道路改良工事や排水路改修工事、町営住宅の修繕費の追加でございます。

商工費では、地域経済の活性化と町民の住環境の向上を図るため、今年7月から住宅リフォーム支援事業を実施しておりますが、予想を上回る申し込みがあるため、その助成費用を追加するものでございます。

消防費では、東日本大震災において強い使命感を持って出動した消防団員の殉職者が多数に上り、消防団員公務災害補償等に要する経費が大幅に不足する見込みとなりました。そのため、今年度に限り、その経費を全国の市町村で負担する関係法令が施行されました。本町においても、消防団員の定数1人当たり2万2,800円を追加負担するものでございます。なお、この財源については特別交付税で措置されることとなっております。

教育費では、小学校や幼稚園、給食センター、文化センターなどの修繕費等でございます。なお、その他については、人事異動や職員の育児休業等に伴う職員給与や賃金の補正でございます。

議案第37号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,053万4,000円とさせていただいております。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、平成22年度の事務費精算分として一般会計繰入金を196万8,000円増額するものでございます。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費の190万2,000円と平成23年度分の支払基金納付金等が確定したことから、後期高齢者納付金13万7,000円、前期高齢者納付金2万2,000円をそれぞれ増額し、老人保健拠出金15万4,000円、介護納付金44万5,000円を減額するものであります。

なお、特定健康診査等の前年度実績により、国へ32万4,000円、県に21万7,000円を返還するものでございます。

議案第38号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ939万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億172万円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成22年度の介護給付費国庫負担金、地域支援事業国庫負担金並びに支払基金交付金の超過交付分に対しまして返還金を計上するものでございます。

歳入では、前年度繰越金の計上、歳出で介護保険国庫負担金、地域支援事業の国庫負担金と支払基金交付金の返還金分の計上でございます。

議案第39号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,441万1,000円とさせていただいております。

補正増の主な理由ですが、国庫補助金が予定していた額を下回る見込みのため、不足する財源を下水道事業債に振り替えること、前年度繰越金の額が確定したこと、藤川地内について管路内のテレビ管調査を行った結果、不明水対策として緊急修繕を行う必要があること、特環工区において上水道等の埋設物調査委託料の増額が見込まれること等でございます。

次に、金額に関してですが、歳入については、下水道事業債を1,230万円増額し、国庫補助金を740万円、繰越金を472万3,000円減額するものでございます。

次に、歳出についてですが、特環下水道維持管理費については補修工事費を120万7,000円増額し、公共下水道建設費については、受益者負担金の一括納付にかかわる報奨金を35万円増額し、下新田地区の雨水整備事業にかかわる工事請負費を338万円減額し、特環下水道建設費については埋設物調査委託料を200万円増額するものでございます。

議案第40号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、収益的支出の予定額を15万4,000円増額し、総額を5億4,205万2,000円と定めるものでございます。

内容は、人事異動により期末勤勉手当の予定額が不足するため、職員手当を15万4,000円増額補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

日程第21、議案第36号 平成23年度玉村町一般会計補正予算(第4号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 1つ、パスポートの申請について伺いたいのですけれども、パスポートには写真を張って申請して交付ということになりますけれども、写真以外の申請、それから交付が受けられるということですか、住民課において。

議長(宇津木治宣君) 井野住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) パスポートの交付関係で、まだ詳しい説明は県のほうから受けておりませんので、はっきりしたことはお答えできないのですけれども、写真と戸籍の抄本は、うちに本籍があれば抄本はうちでとれますので、それと収入印紙と群馬県証紙、群馬県証紙は町の会計課のほうで販売していますので、それは大丈夫なのですけれども、収入印紙のほうは、近場ですと農協のほうで購入していただかないと申請はできないという形になると思います。

議長(宇津木治宣君) 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 今、写真もおっしゃいましたか。大変便利になると思うのですけれども、写真は普通、ほかで撮ってきて、張って申請という形になりますか、どうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) そのとおりなのですけれども、写真のほうは、写真を撮ってきていただ

いて、規格の裁断のほうはうちのほうでやることになると思うのですけれども、写真は撮ってくるような形になると思います。

議長（宇津木治宣君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） おおむね交付までには1週間程度ということでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） その辺のお話はまだ正確には聞いていないのですけれども、おおむね1週間から2週間ぐらいで交付はできるのではないかというふうに考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 41ページ、リフォーム資金ですか、ちょっとお尋ねしたいのですが、住宅リフォーム支援事業、何か既に37件ぐらい来ているとかということなのですか、どの程度の金額の工事が多いか、それから何社ぐらいでの申し込みになっているのかお尋ねしたい。

それから、申請のとき、見積書とか契約書、そういったものの添付を求めているのか。

それで、拒否した、だめですよという却下した事案があるかどうか、これをちょっとお尋ねしたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、8月29日現在で37件で、金額にしまして494万円ほどの申し込みがありました。多い例は、最高で100万円の工事で限度額が20万円ですので、100万円以上の工事については20万円しか支給されません。平均しますと、50万円程度の工事が多いように見受けられます。

それから、業者につきましては、本当にたくさんの業者が参加しております。特段、指名参加とかそういう縛りがございません。玉村町に営業所、また個人等で行っている事業所につきましてはすべて対象となりますので、業者については多数の業者が、本当に小さい個人の大工さんから多数の業者が来ております。

却下の状況ですが、今のところ、正式に申請書を出していただく前にこちらのほうに相談がありますので、その場合は、そういう事業につきましては対象になりませんか、そういうものはありますけれども、正式に申請をされた段階で却下という状況は今のところございません。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） 例えば、この事業というのはだれを支援するための事業かということにもなるのですが。例えば 100 万円の事業があるとして、20 万円の補助があるわけですよね。100 万円であれば。そうした場合、要するに、100 万円の事業に関して補助があるということで、依頼者がその補助分で利益を得るということでもいいかと思うのですけれども、逆に今度は、実は、実際に 100 万円の事業だったのだけれども、実態は 80 万円の仕事しかしていなくて、その 20 万円は業者のほうにやるということも見破れるかどうかという、その辺がちょっと気がかりなのです。だから、この事業と別に、この事業によって、補助金によって、いろんな人が工事するという形での評価というのもそれはできない話ではないのだけれども、その事業をやる個人の依頼主を補助ということが目的であれば、その辺の、本当にその補助が丸々そっちの業者にいくのか、いかないかという、その見きわめというのは実は難しいと思うのですけれども、その辺はどのように考えているかお尋ねしたい。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 確かにその辺の心配はありました。先ほど、ちょっと最初の質問で、見積書等を出してもらっているということで、その辺の完成の写真とか見積書、それらでき得る限りの、我々担当のほうで見られる範囲の書類につきましては出していただいております。その中で判断をせざるを得ないということでもありますけれども、あくまでこの事業につきましては、この規則のほうを制定するときに、6 月の補正予算でも説明しましたが、景気対策ということで、大きな企業だけではなくて、小規模の事業主さんにつきましても、その辺の景気浮揚対策、仕事のほうが大分減っているということで、そちらのほうの対策と、あわせて町民の福祉といえますか、いつかやろうと思っていたリフォームにつきましては、この事業を機にリフォームを行っていただきまして、いろいろなりフォームがあると思いますけれども、障害を持っている方、お年寄りの方々はそれなりの生活のレベルアップにもつながると思いますし、そういうことを目的に行っております。

議員さん心配しているように、確かにその辺は見破られるかどうかというのが、なかなか専門的な知識を持っている職員ばかりではありませんので、難しいところはありますが、でき得る限りの中身を精査しまして、その辺のところを審査していきたいというふうに思っております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 2 2、議案第 3 7 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 3、議案第 3 8 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第39号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第40号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 26 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について（南中学校武道場建設工事）

○日程第 27 議案第 4 2 号 損害賠償額を定めることについて

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 26、議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について（南中学校武道場建設工事）から日程第 27、議案第 4 2 号 損害賠償額を定めることについての 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 26、議案第 4 1 号から日程第 27、議案第 4 2 号までの 2 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

南中学校武道場建設工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、11 業者の参加申し込みがあり、8 月 5 日に入札執行をいたしました結果、玉村町大字福島 4 5 番地の 2、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、小林多恵夫が消費税込み 1 億 2,337 万 5,000 円で落札をいたしました。つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、平成 24 年度に完全実施される新たな学習指導要領の中で、伝統や文化に関する教育の充実という観点から、中学校の保健体育の授業において武道が必修化されたため、武道場が未整備である南中学校に武道を行う上で不可欠な武道場を建設し、新学習指導要領の円滑な実施と教育環境の充実を図るものでございます。

議案第 4 2 号 損害賠償額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により損害賠償額を定めるものでございます。

内容につきましては、平成23年5月2日、午前11時30分ごろ、玉村町大字上新田676番17先の町道223号線路上で、玉村町在住の方の運転する乗用車が走行中、道路上の下水マンホールふたの段差により車両前方のバンパーを破損したものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたしました。

日程第26、議案第41号 工事請負契約の締結について（南中学校武道場建設工事）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第42号 損害賠償額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 41 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

○日程第 28 一般質問

議長（宇津木治宣君） 日程第 28、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成 23 年玉村町議会第 3 回定例会

| 順序 | 質 問 事 項 | 質 問 者 |
|----|---|---------|
| 1 | 1．保育料基準額の階層見直し・保育料基準額（月額）改定等の取り組みを問う 2．投票率向上策を問う 3．町の水資源活用を | 石 内 國 雄 |
| 2 | 1．2 学期制はこのままでいいのですか 2．老人福祉センターの送迎マイクロバスの廃止について 3．クリーンセンター長寿命化の交付金について | 笠 原 則 孝 |
| 3 | 1．3 期目を目指すならその基本的な考えを聞く 2．道の駅に対する姿勢を問う 3．玉村町防災への懸念と問題点 | 柳 沢 浩 一 |

| 順序 | 質 問 事 項 | 質 問 者 |
|----|--|---------|
| 4 | 1. 節電対策の一環として特定規模電気事業者（PPS）の選定をする計画はあるか 2. 花火大会も恒例となり、もうやめるわけにはいなくなった。広幹道開通後の会場について問う 3. 発信力を強める意味でも町のプロモーションビデオをつくる計画はあるか | 石 川 眞 男 |
| 5 | 1. 都市計画マスタープランについて 2. 指定管理者制度を積極的に導入せよ | 町 田 宗 宏 |
| 6 | 1. 公的な発注は地元優先 町の現状は 2. (仮称)玉村物産館計画はどの程度の環境が整っているのか 3. 子ども手当引き 4市検討 4. 町の将来設定は | 川 端 宏 和 |
| 7 | 1. 東毛広域幹線道路沿線の今後の土地利用計画 2. 公共交通網の整備計画 3. 小中学校の夏の暑さ対策と冬の寒さ対策 | 高 橋 茂 樹 |

議長（宇津木治宣君） 初めに、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

2番（石内國雄君） 議席番号2番の石内でございます。

8月31日から台風がありまして、玉村町でも洪水注意報が出たり、学校が休校になったり、それからあらゆる、354を中心に水がいっぱい出まして、昨年のゲリラ豪雨を上回るような災害がちょっとありました。床上で2軒、それから床下でも9軒あったということで、今後も玉村町でも災害に対する対応をきめ細やかにやっていただけたらと思いますし、また災害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。初めに、保育料の基準額の階層の見直し、保育料の基準額改定等の取り組みを問います。平成23年から満16歳未満の扶養控除が廃止されたことになりまして、幼児から中学生の子供のいる保護者の所得税額はふえると、これはご承知のとおりでございます。保育料は、保護者の前年分の所得税、前年度市町村民税により決定しているため、保育料の基準額の改定をしなければ、平成24年度から所得税がふえる保護者の保育料の基準区分が1段階、2段階と段階区分が上がり、保育料の負担が大きく増加することになると昨年の平成22年12月の議会でも指摘させていただきました。急激な負担増を回避すべきでありますし、保育料の基準額の階層見直し、また保育料の基準額、月額改定等を提案したところでございます。

既に保育所の入所の申し込み等は始まっております。この保育料の急激な負担増加に対するその後の対応はどうなっているのかを問います。

続きまして、投票率の向上策を問うということでございます。この間の知事選の選挙とかいろんな選挙を見ますと、玉村町の投票率が非常に低いということが懸念されます。この投票率を引き上げる対策はないかと考えておりました。投票日は日曜日となっております。ことしの3月11日の震災とか原発事故などで電気供給事情が逼迫しているため、土日の休みから平日の休みに、自動車業界は木曜日、金曜日に切りかえている企業が出ております。投票日が日曜日となっておりますと、期日前投票を行う者が多くなると予想され、またこの投票をされる方が少ない場合には投票率も下がる要因にもなりかねません。投票率の維持向上のためには、投票日前の期日前投票の行いやすい環境づくりが有効と考えます。

そこで、期日前投票のときに投票所の受付で記入している期日前投票宣誓書を工夫してはどうかと考えます。選挙の周知等のために送付している入場券の裏面に、この期日前投票宣誓書を用紙に印刷しておけば、期日前に来られる方はこの期日前投票宣誓書を事前に記入でき、期日前投票所での受け付け事務も、またその後の管理も楽になるのではないかと考えます。玉村町でも導入したらどうか、そのお考えをお伺いいたします。

続きまして、町の水資源の活用をというところでございます。玉村町は、大きな川、それから用水路等、いろいろな水が流れております。また、浄水場もあり、また県央処理場等の水に関する施設もございます。その中で、県央水質浄化センターの処理後の水、これを資源と認識した行政をとるべきと考えます。現在、県央水質浄化センターでは水の2次処理まで行い、利根川に放流しております。この水を3次処理まで行えば、水の価値が高まり、町の水資源として利用価値が広がり、大きな町の財産となると考えますが、町の考えとその取り組みを問います。

また、原発の事故にありまして、自然再生エネルギーの利用が大きくクローズアップされている昨今でございます。自然再生エネルギーを利用する方法の中に水というものがあります。浄化センターの水、浄水場の水、町のあらゆるところに流れている水、このような玉村町を流れる水資源、浄化センターでは1日13トンほどのものが平均的に流れ出しております。この水資源を利用した小水力発電も積極的に取り入れるべきと考えるが、その可能性と町の考えを問います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、保育料基準額の階層見直し、この改定等についての取り組みについてお答えいたします。保育料基準額の算定についてですが、石内議員のご理解しているとおり、子ども手当の関係から平成23年度分より実施される所得税の扶養控除の廃止などの影響で、幼児から中学生の子供のいる

保護者の所得税額がふえることとなります。保育料については、保護者の前年度分所得税、前年度分市町村民税により決定しています。所得税がふえますと、保育料にも影響が出てきます。

ご指摘のとおり、平成22年12月議会で、急激な負担増を回避すべく、保育料の基準額の階層の見直しをしてはどうかという提案を受けました。その後、国もいろいろな動きがあり、子ども手当についても改正がありました。この問題に対応するため、政府税制調査会の控除廃止の影響に係るプロジェクトチームも設置されております。町としての今後の対応については、国の動向及び近隣市町村等の動向を注意深く見ながら、保育料に影響する区分についてよく検証し、検討をしていきたいと考えております。

続きまして、投票率の向上策についてでございますけれども、これは選挙管理委員会の書記長のほうから回答させていただきます。

町の水資源活用をとの質問でございますが、3次処理をした処理水の利用につきましては、当初、県の提案で町に対し約束したことであり、平成8年の覚書、確認書で、高度処理、これは3次処理です、について一部水利用を含め研究していくものとする正式に明記されております。現在、1日約12万トンの処理水が利根川へ放流をされております。この処理水を3次処理まで行えば価値は高まり、石内議員のおっしゃるとおり、町の水資源として利用が広がり、大きな町の財産になると考えております。しかし、公害物質や不明水の流入等、その前に解決しなければならない問題がたくさんありますので、処理水の利用につきましては、県との協議の中でそこまで至っていないというのが現状でございます。また、議員提案の処理水を利用した小水力発電についてでございますが、処理水の有効利用につきましては、県や調査研究委員会とも十分に協議をしていかなければならないと町としても考えています。

いずれにいたしましても、処理水の有効利用につきましては、今後協議ができる状況になりましたら、議会の皆さんや調査研究委員会の皆さんの意見を聞きながら十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

私のほうは以上です。

議長（宇津木治宣君） 重田選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 重田正典君登壇〕

選挙管理委員会書記長（重田正典君） 石内議員からのご質問で、投票率向上策を問うということのお答えをさせていただきます。

投票率を引き上げる対策の一環として、期日前投票時における環境づくりの改善策としての期日前投票時に記入していただいている宣誓書の記入改善策等についてお答えいたします。選挙における投票については、公職選挙法第44条第1項の規定により、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」と規定されており、投票日当日投票所投票主義を原則としております。

期日前投票制度は、平成15年の公職選挙法の改正により、公職選挙法第48条の2において平成15年12月1日より設けられた制度で、選挙期日、これは投票日でございますが、前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる、投票用紙を直接投票箱に入れることができる、そういう仕組みでございます。期日前投票における基本的な手続といたしましては、選挙人は、期日前投票所に自ら出向き、投票所入場券またはその他の手段で身分証明を行う。選挙期日、投票日に投票できない見込みであることを書面をもって宣誓する、これは宣誓書に記入するということでございます。その後、通常の選挙と同じ要領で、投票用紙を係員から受け取って投票すると、以上3点が主な手続の流れとなります。

この3点の中で、議員ご指摘の宣誓書の記入について、現在の取り組みといたしましては、投票入場券等で本人確認をした後、係員より宣誓書の用紙を渡し、その場にて宣誓書に記入していただいております。ご指摘のとおり、この宣誓書の記入に当たり、かなりの時間を要していることは選挙管理委員会としても認識しております。改善策も検討しているところでございます。その解決方法の一つといたしまして、議員ご指摘の投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書の様式を印刷し、期日前投票所に来所する前に記入していただく方法等がございます。この方法は、間違いなく正確に事前に記入していただけますと、当日の記入が省略されますので、時間の短縮につながるものと考えられます。

ただし、以下の点が問題になると考えられます。期日前投票宣誓書の入場券の裏面に印刷した場合、記入欄が小さくなり、見えづらくなり、また記入しにくいと思われるということでございます。現在の入場券の用紙サイズは、縦が152ミリ、横が90ミリということでありまして。現在、入場券の裏面に記入しているお知らせの事項が記入できなくなり、選挙の注意事項等、お知らせすることが不十分になる可能性もあります。続きまして、現在の宣誓書の用紙はA4サイズでございますので、これを全有権者にA4サイズのを送付する場合、郵送料がふえることが考えられます。次に、入場券を忘れた場合には、本人の確認後、宣誓書の印刷を行うことになり、現状と同じ取り扱いをすることになります。現在、宣誓書の記入に当たっては、係員が説明しながら記入していますが、事前に記入する場合、間違いが多くなり、その訂正に余分な時間がかかることも考えられます。以上、諸々の問題点が考えられますので、今後検討を行い、期日前投票がスムーズに行えるよう改善していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） まず、保育料の算定の関係ですけれども、そのような方法をとりたいというか、これから計算していくということなのですけれども、たしか、子ども育成課長さんにちょっとお聞きしたいのですが、国、県からのちょっと指示があったように聞いたのですが、どのような指示か何かあったのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 筑井子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 通知なのですが、国のほうとしては、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないように対応を検討したいということです。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 対応を検討したいということで、検討してくださいということで、具体的なものはまだされていないわけですか。

議長（宇津木治宣君） 筑井子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 例えば扶養控除の関係で、今現在、このままでいきますと扶養控除がなくなる状態で所得税が上がります。それを、所得税を前の状態、要するに扶養控除を見るような形、そういう状態でできるかどうかということを検討しております。ただし、それにはシステム改修とかが生じますので、当町独自だけではなかなか持ち上がらない問題であると思います。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今のお話ですと、扶養控除はもうなくなるのはわかっていますと。でも、扶養控除があったのと同じような状況での計算をして保育料を計算するようにしたいと、そのようにしていくと。それについては、計算をし直さなければならないということですよね。そうすると、まず所得とか税金の確定という話になりますと、ことしの分ですと来年の3月、所得税のほうですと、それから住民税のほうだと来年の4月以降という形になります。そのときになって改めて、例えばことしも入所の募集がもう既に8月にされていますけれども、その方々に対する保育料は幾らになるのですかという説明とか、または保育料の申し込みをされるときに、来年度のその家族の、例えば扶養している、在学している人たちの人数等を把握しておけば、それに基づいて計算もできるかと思えますけれども、その辺についてはちょっとどうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 筑井子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 今すぐに、今、入所の申し込みが9月、今度の月曜日ですか、月曜日から始まったのですが、その方にすぐ来年度の保育料についてはこのくらいですよ説明はちょっとできない状態です。というのは、今の所得税の扶養控除の関係で金額が少しわからない点がありますので、今後検討して、その部分がはっきりした時点で、玉村町だけではなくて国からの指導もありますので、また県内の市町村の動向を見ないとちょっと立ち上げられない問題だと思えます。また、国から例えばそのシステムが、前に申したように、例えば前の扶養控除を見るような形ですか、

それを見るような形になりますとシステム改修が生じます。それについて、国のほうで補助金が出る可能性もありますので、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 保育料については、これは条例で決めてあるわけですよね。そうすると、条例の改正をしない限りはふえるしかないですよね。例えば控除額を含めたところで減らすとか計算し直すというのは条例にはないわけですよね。ですから、そうすると、いずれにしても条例改正を見据えた事務処理の準備が必要なのかと思うのです。

また、国、県のほうから指示があって、町のほうの考え方としても、今までの保育料よりも負担がふえないようにしていきたいという考えはあります。だけれども、まだ条例とかそういうものをつくっているわけではないし、システムのあれについてもちょこっとねという話ですけれども、でも、来年度の保育所の入所の申し込みは9月1日からしてあります。その、私がよくわからなかったのは、保育料についてという欄がありまして、保護者の前年分所得税、前年度分市町村民税により決定しますと、そのとおりですよね。（所得税は減税前の額で算定）というのが、これがよく意味がわからないのですけれども、ここをちょっと説明していただけますか。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後0時2分休憩

午後0時3分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 筑井子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 濟みません、住宅取得控除の関係の控除です。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） この減税前というのは住宅取得控除の関係だけですね。そうすると、あくまでも、先ほど言いましたように、条例の改正がない限りは負担がふえてしまうということなので、ぜひどういふ形でも条例の改正を踏まえた作業を進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 筑井子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） そちらも含めて今検討をしております。よろしく申し上げます。
議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） では、町長にお答えいただきたいのですが、これはいつごろまでにやるような指示をされますか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） まだそこまでの指示はしていないのですけれども、今課長が言ったとおり、その辺の条例の改正も含めて検討していきます。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） いずれにしても、これについては年度内というよりは年内に条例案を出していただけるように、ぜひご努力いただきたいと思っておりますし、期待しております。

それから、次の選挙制度の関係であれですけれども、この受け付け票、入場券ですか、入場券の裏面に印刷して、実際実施している市町村は何件かあるみたいですね。その実施している市町村からはやっぱり好評だったという話です。ですから、ちょっとA4から小さくなるかもしれないけれどもという話がありますけれども、例えば働き盛りの人もそうですし、さっさと小さくても書けますよね。それから、ある程度お年寄りの方とか、選挙期日前に来られるとか、そういう方々が一番気になるのが、大変なのは、やっそこ意欲を持って投票所に来て、そこで何だか圧迫感があるみたいなのです。受け付けをして、宣誓書というのを書いてというのが、どっちみちそれを書くのであれば、事前に書いておけば、判こだけあそこで押せば、身分を確認してもらってやれば、本当に安心して、まず期日前に行けるということが大きく上がっている声の中での話です。ですから、大きくなる、小さくなるということよりも、小さくてもそれを使えば、それを使ってもらえる方がいればそれで済むことですし、小さくても書けないという方がいれば、その場は小さくても書けなかったのだよねと言われれば、ここにありますからというのでA4判のやつを差し出して、ではここで書いてくださいということもできるかと思うのです。いずれにしても、効率的なものとか投票しやすいというのが非常に大事なかなと思います。

だから、問題点のほうは、大きさとかそういう話のものはそういう考え方でいけばクリアできるのではないかな、もしそれで裏面に印刷するというのであれば、郵送費はふえるわけではないので、全然大丈夫ではないかなと思います。入場券もパンチの穴があいておりますから、保存するのもしやすいかなというふうに考えます。

また、間違いが多いというのは、よく、自分がどういう理由で、ちゃんと理解をして投票に来るわけですから、ちゃんと書いてくれば間違いはない。その場でというと、頭に血が上ってしまってなか

なか書けないで、どうだったのかねなんて、うそつかなければいけないのかねとかって、そんなふう
に思ってしまうかもしれませんが、事前に理由を書いていく分には明確になるわけですので、
誤りも少ないのではないかなと思います。そういう形で、不安のデメリット分を検証するとほとんど
なくなるのではないかなと思いますので、ぜひ導入を考えていただきたいと思いますが、町長、
いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午後0時8分休憩

午後0時8分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 重田選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 重田正典君登壇〕

選挙管理委員会書記長（重田正典君） 先ほどのご答弁でも申し上げたとおりなのですが、
宣誓書というのは、自署でその宣誓書に書くというのが大原則であります。疑うわけではないのです
けれども、他人が書いたりというの中にはあるのかなという部分もあると思いますけれども、疑え
ば切りない状態です。ただ、よその市町村で実際にこれをして実績を上げているかどうかという
ところの検証までは至っていません。今後、そのような検証をいたしまして、町でも導入できるかどう
かを検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひ導入できるようにお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。町の資源として水をとということで、その水の中で特に浄化セン
ターの水というのにちょっと着目をしたわけです。その中で、水をやっていくときに2次処理、3次
処理の話がありまして、これは調査研究委員会との協議とか、そういう中の要望とか出ておりますけ
れども、県のほうでは基本的な考え方ということで、処理水や下水汚泥等の有効な資源の再生工場と
して、機能を付加して活用に努めていくという文章が町のほうに示されています。そういうことを考
えているので、ぜひ協議をしてくださいというような内容の話ですけれども、その中で、処理水につ
いては、使い方はいろいろあるかと思うのですが、エネルギー源というふうに考えることがまず一つ
手っ取り早いかなというか、手早かなというふうに考えました。6月の議会で、県央水質浄化センタ
ーのところソーラーシステムのメガバンクという提案もありましたけれども、自然再生エネルギー
をこれからどんどん導入していく町として、玉村町が名乗りを上げていくのにいい機会かなというふ

うにまず考えたわけです。そのときに考えたときに、水を資源としてとらえて大きくやっていくというお考えは町長のほうではどうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これからの地球環境の中で考えていきますと、水が不足してくることは間違いないと思うのです。ですから、たまたま今は、先日大雨が降ったので、何か水がいっぱいになってしまっているような感じにいるのですけれども、現実には世界じゅうが砂漠化が進んでいるということで、水の重要さというのは物すごく必要になると思いますし、今1日12万トン、これはもっとふえるわけですね。これからもっとこの処理水がふえていくわけでございますので、この水を玉村町がいかにか利用できるかというか、玉村町が活用するかというのは大変重要なことだと思っています。

ですから、いろいろ県とのまだ話し合いの中で、その部分までまだ話がなかなか進まないですけれども、今後はこの問題が大きな問題となって、これをいかにか玉村町が活用していくかということで県との折衝になってくるなというふうに私も予想しております。そういう中で、玉村町としては、この処理場をつくったわけでございますから、この水をいかにか町のために利用するかということは本当に皆さんにも考えていただき、玉村町の資源としてこの処理場の水を使っていきたい、私もそれは石内議員と同じように考えております。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ありがとうございます。ぜひ資源として使っていただきたいと思うのですが、水という形になりますと、玉村町に水を今使っているのが県央処理場の、それは出てくる、ほかのいろんなところから集まってきて、最終的には処理水として玉村町で出る水でございます。一応、水利権とかなんとかとなるとまたいろいろ県と協議しなければならない話になるかもしれませんが、そういうものがあります。それから、水道水の、浄化槽で一括して集めている水を流しております。それから、農地用の用水とか、そういうものもあります。それで、自然の、特に再生可能エネルギーということを考えたときには、いろんなものがあるのですが、その中で水が流れているところというのはずっと流れているので、台風みたいに、先ほどの話のように大きく流れるときがありますが、非常に継続的に安定したエネルギー源なのです。そのエネルギーを取り入れる行政なりまちづくりをすると、非常に町の発展に寄与できるのではないかと。

例えば浄化槽、下水道処理の関係でいきますと、伊勢崎市の浄化センターがあります。あそこでは、ちょっと規模は小さいですけれども、水力発電をしています。また、バイオマスの発電をしております。バイオマスのほうの発電は、もうほとんど設備費は元を取るような状況ですけれども、そのような形で発電をしております。それから、高崎市の白川とかもう一つの浄水場では、水の取り入れをする段階のところでは発電施設を入れて、その施設の電気代、それからその近隣のほうへ施設の電気代を

上回るものについては売電をして収入を得ています。そのようなことが近隣でも出ております。

ちょっと玉村町の浄水場も、例えば高く建っているところも、第1浄水場ですが、そのところも今後建設ですか、そういうような年数がそろそろ近づいてきているのかなと思います。そういう施設を建設するときとか、そういうようなときにぜひ小水力を検討の中に入れていただいて、玉村町で発電する電気があって、また売電する電気もあったりすればその施設の電気料が賄え、またこの間の3.11とかの災害等があったときも、安定した電力を持っている発電施設が玉村町にあちこちらにあるという形になりますので、緊急災害時のときには非常に有効なことではないかなと思います。

太陽光発電もそうですけれども、特に小水力発電について、ちょっと再生可能エネルギーということについてはこういうふうにもず言われています。まず、再生可能エネルギーというのは、もともと枯渇しないということです。それから、地域性を持っている、その地域地域に合ったいろんなものがあるということです。地域で発電可能なエネルギーがいろいろあるのだと、水の流れに小規模な発電、水力発電ができるし、それは地方自治体を取り組める事業としては物すごくいいのではないかなと思います。それから、小水力の水力発電なんかは、環境のことを考えたときに負荷を与えない、水が流れているのに、例えば水車なら水車をちょこっと置いて、そこに水を流して、それで、量の大きさは別にしても電気ができると、それをうまく使えば、水車であれば一つの観光の目玉にもなるかもしれませんし、単なる水の中に埋没してあれば、そこは環境には関係ないという話になります。それから、いわゆる水が流れている、動きのあるエネルギーに使っているわけですから、水はそのまま流しているだけです。ですから廃棄物というのもないわけです。要するに、機械の関係だけです。それから、設備が、今小水力発電のものが非常に開発されていまして、いろんなものがあります。小規模でいろんなところに分散できて、あちこちで小さな電気が発生できるということがありますので、ぜひ町の行政に生かしていただければと思います。その件については、町長、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 十二分に検討する価値があると思います。ですから、この辺についても、もともとあれは県の施設でございますので、県との協議になると思いますけれども、町とすればそれを最大限活用できるような形にしていきたいというので、今後は県との協議になると思いますので、そんな姿勢でいきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今お話ししたのは、県の浄化センターだけではなくて、そこから広く広げてしまった話を今したわけなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常に今、小水力発電のいろいろな話が出ています。町としては、この玉村町で一番今可能なのは太陽光発電かなという考えでございます。太陽光発電につきましては、公共施設はもちろんのこと、一般家庭に今後もっともっと積極的に太陽光発電を導入していただくということで、来年度には補助金の問題についてもいろいろ、額だとか、その辺の優遇措置をもっともっと検討していきたいなと思っております。

今のところ、意外に申し込みが少ないのです。世間で騒がれている割には、玉村町においては意外に少ないのですけれども、今後これをもっともっと町主導で太陽光発電の普及に努めたいと思っておりますし、小水力については、今石内議員さんが言われたとおり、これは可能、非常に、ただの水を使って電気をつくるわけでございますので、この辺についても十二分に町としては検討していく、せざるを得ない、そういう状況になると思います。今後はそういう状況になってくると思っております。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 群馬県でも積極的に、群馬県地域新エネルギービジョンというので、いろいろやっぱり補助金を出しながら、いろいろそういう水力発電も含めたところでの新エネルギーに対しての事業を推進しております。それから、群馬県には、元、群馬県のそういう仕事に携わった方が立ち上げた中で、ぐんま小水力発電推進協議会というのでできていまして、そこでも非常に、どこの場所が水力発電に適しているかどうかとかいうようなところの調査からいろんなアドバイスをさせていただいたりなんかする協議会がございます。そういうところに打診をしたり、利用させていただいてやっていきますと、玉村町のいろんなところに水力発電の可能性はあるのではないかなとまず思います。

それと、水もそうですけれども、太陽もそうですけれども、これは水の関係でしょうか、山梨県の都留市では、元気くん1号、2号とかというので水力発電をしています。それから、飯田市ではおひさま発電所というのがあってやっています。この特におひさま発電所というのは、両方ともそうですけれども、民間の方々が資金を出して、その設備をつくって売電をしてということなのです。その中で特におひさま発電所のほうは、注目するところは、例えば町の施設、学校なら学校の天井、屋上、保育園の屋上、要するに、公共の施設を貸してあげて、民間の方がお金を集めてファンドみたいのをつくって発電をしていると、地域に電気を供給したり、売ったりして利益を還元するというのをやっているのです。

ですから、町として、水力発電には限らないですけれども、特に水力発電がいいかなと思いますが、そういう再生可能エネルギーを大きく取り入れた行政というか、町として、ぜひそういうビジョンを持った町の行政の運営をしていただければ、玉村町のイメージアップにもなるし、エネルギーを使った町ですから、電気の供給も受けられるし、非常にいいことが多いのではないかと思います。その辺についての、町長、ご意見をお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) その団体の話は、私も県の町村会の理事会で聞きました。私が質問したのは、玉村町は平らなのだけでも、平らなところでも大丈夫かという話をしましたら、これは全然、平らでも大丈夫だという話でございますので、小水力ということ、特にうちは滝川がございますよね。あれだけの水があそこに流れていますので、そういうものを利用できるということは十分に考えられますので、今後、脱原発ですから、そういう中で太陽光と小水力というのは、ある意味ではこれは2本の柱として進めていく必要があるのかなという考えもございます。

議長(宇津木治宣君) 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひその考えを広げて、また進めていただいて、これから来る将来のいろんな社会のありようの中で再生自然エネルギーを大いに活用した行政をしていただけるように期待しまして、質問を終わらせていただきます。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時24分休憩

午後1時30分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 引き続いて一般質問を行います。

次に、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

1番(笠原則孝君) 皆さん、こんにちは。昼休みの一番眠い時間帯ですが、皆さんが飽きないように話します。

きょうより9月期の議会が始まりました。早いもので、3月期の議会中、東日本大震災が起こり、天井のブラインドが落ちそうになり、議会も中断しました。その後、大津波が起き、日本じゅうが大騒ぎとなり、次々と被害の大きさが伝えられ、1,000年に1度の大地震となりました。きょうで約半年近くが経過しましたが、まだまだ復興のめどは難しく、瓦れきが一部の地区で片づいたのが現状ですし、原発の放射性物質にはまだまだ恐怖を抱いており、被曝範囲が日に日に拡大されているのが現状です。一日でも早くもとの生活に戻れるようお祈りするとともに、被災された方々や関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、議長の命により、議席番号1番笠原則孝が質問をいたします。今年度、小中学校の教科書が厚くなりました。それは、平成15年の国のゆとり教育推進の結果、全国的に学力が低下したためです。ニュースでご存じのことと思いますが、日本は先進国でありながら、世界的に見ても学力は下位

に属しており、ゆとり教育のやり過ぎで勉強していないのではないのですか。そして、ことしの学力テストの結果は玉村町で発表されておりませんが、実際のところ、玉村町の成績はどうでしたか。

そして、平成15年に県から2学期制でも3学期制でもどちらでもいいと通達があり、その後、2学期制を導入し、平成17年が一番多く、8市町村が実施しておりました。その後、だんだんと減り、現在では前橋市も3学期制に変更し、現在、高崎市と玉村町の2市町のみが実施しております。また、高崎市へ問い合わせたところ、まだ議会で協議する段階ではないが、教育課にはちらほらと疑問の声の寄せられており、検討はしているとの返事でした。国も新学習指導要領により教科書を厚くするくらいですから、もっと子供たちが勉強しやすい環境を整えること、それは3学期制です。4月に新学期が始まり、長い夏休みに入るとき、親は、子供たちが学校で勉強に運動にどんな成績だったか、また学校でどのように過ごしたか知りたいと思います。そこで知り得た情報により、夏休み期間中に家庭で指導するのが一番よい方法ではないでしょうか。

去年では、10月7日に成績表をもらい、その後の3連休後に新学期が始まり、私としては学期の区別がつきません。冬休みのときも、ただ休みに入り、正月明けに授業が再開するのではめり張りはなく、新年が明けて、きょうから学校、3学期の始まり、さあ頑張ろうのほうがいいと思います。そして、運動会も年々早まってきておりますが、皆さんはいかが思いますか。従来どおり10月が時期的、季節柄いいと思いませんか。以上のことが2学期制についての問いです。

次に、老人センターの送迎マイクロバス（芸能発表会等）の廃止についてお伺いいたします。なぜ芸能発表会等の送迎ができなくなったのか。以前、送迎バスがなかった場合、参加者が30名ほど、送迎バスが運行されると200名ほどの参加と聞いております。ご老人たちには芸能発表会が定着し、参加する人、それぞれ鑑賞する人で楽しみになっておるのが現状です。町の財政の関係で廃止となったと思いますが、各地区の長寿会長さんや協力者で自家用車で乗り合わせてきてくださいとのことだが、長寿会、老人会ですから、皆さん高齢者ですので、若い人たちと同じように動くことは無理があり、高齢者マークをつけ、数人を乗せ、もし事故でもあったらどう対処するのでしょうか。その点を再検討し、よい方策を出してください。

次に、最後となりますが、クリーンセンターの長寿命化交付金についてちょっと質問します。当初、平成23年度事業は、総事業費、全部の当初の計算では、計画は14億6,200万円、それに交付金をもらう関係がありまして、平成23年の事業としては4億7,661万円、うち2億1,261万3,000円の交付金とされることが内示されていましたが、大震災の影響で交付金が3分の1、すなわち当初の6分の1ということで7,016万円となり、差額の1億4,200万円はどうするのか、また来年度の事業の4億3,380万円は交付されるのか、この点をよく問い合わせ、我々の生活に直接かかわるものですから、ひとつご返答のほどをよろしく願います。

以上で第1番目の質問を締めさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 1 番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず、初めの質問であります 2 学期制についてでございますけれども、これは教育長のほうから回答させていただきます。

私のほうからは、初めに老人福祉センターの送迎マイクロバスの廃止につきましてお答えいたします。老人福祉センターの送迎用マイクロバスにつきましては、月曜日から金曜日の各地区ごとに行っている送迎は通常どおり行っており、廃止にはなっておりません。議員ご指摘のあった芸能発表会等という事業につきましては、老人福祉センターの指定管理者である玉村町社会福祉協議会が高齢者の生きがい等を目的として自主的に行っている湯ったりふれあい交流会という事業であります。先月から今年度の第 1 回目を開催したところであります。昨年までは、各地区にマイクロバス等 3 台を使い、送迎を行っておりましたが、今年度からは各地区で乗り合わせ等により参加していただいているところでございます。これにつきましては、7 月に行われました長寿会支部長会議において、玉村町社会福祉協議会からその旨の説明が行われたとのこととあります。なお、先月行われた第 1 回湯ったりふれあい交流会での参加者数は、例年と変わりなく行われたところであります。つきましては、通常のマイクロバスによる送迎を含め、すべての送迎が廃止になったという誤解があったことにつきましてはおわびをするとともに、今後は誤解を招かないような周知を指定管理者である玉村町社会福祉協議会に徹底するよう指導していきたいと考えております。

続きまして、クリーンセンターの長寿命化工事でございます。この工事は、循環型社会形成推進交付金事業により、平成 23 年度、平成 24 年度、ことしと来年でございます、この 2 カ年で設備機器の更新、改造を行い、15 年程度の延命化を図るとともに電力使用量を 20% 以上削減し、省エネ化と温室効果ガス削減を図るものであります。交付金の交付率は対象事業費の 2 分の 1 であり、当初予算では平成 23 年度交付金を 2 億 1,260 万円計上するとともに、国への交付要望額も同額でありました。

しかし、笠原議員のご質問のとおり、本年度の交付内示額は 7,016 万円であります。内示通知とともに送付された資料には、金額の根拠として、平成 23 年度新規事業は内示要望額の 3 分の 1 を内示するとありました。笠原議員の言われたとおり、当初要望額との差額である 1 億 4,200 万円は大変大きな金額であります。また、平成 24 年度交付金についても不透明なため、7 月 6 日に県の廃棄物リサイクル課の担当者とともに環境省へ出向き、今後に関する質問と要望を伝えてまいりました。

環境省への質問と回答は、次の 3 点であります。まず 1 点目では、削減した 3 分の 2 の交付金 1 億 4,200 万円の追加内示についてですが、今年度の追加内示については現時点では明確な回答はできない、しかし、交付対象事業が完了し、交付金額が確定後、残額があれば速やかに追加内示を行いたい、これは環境省のほうの回答でございます、とのこととありました。2 点目は、平成 24 年度交

付金について、要望額どおり交付されるかについてであります。環境省からの回答です。平成24年度予算要求は、要望額どおりの交付金を配分できるように努力するとの回答をいただきました。この努力するということは、非常に明快ではない回答でございます。3点目は、今年度事業については、事業着手がおくれているため、当初計画どおりの進捗率は達成できないが、事業の進捗率に合わせて交付金は減額されるのかとの質問には、今年度内示額の2倍以上の対象工事を行うのであれば、交付金を減額することはしない、また今年度減額した事業費は、来年度に事業を行うのであれば、来年度の要望額に含めるとの回答を得られました。これもすべて、3月11日の東日本大震災のための国の資金が不足しているということが原因でございます。

国としては、ごみ処理施設の延命化と温室効果ガス削減は急務と考え、そのために長寿命化工事に対する交付金を平成22年度から復活をさせたわけでございます。このことから、平成24年度については要望額どおりの交付金が得られると考えております。なお、平成24年度交付金要望額は、事業進捗率の見直しのため約5億6,400万円となります。

クリーンセンターは、竣工後既に20年以上経過しており、安定的なごみ処理を継続して行うためには、交付金の有無にかかわらず、大規模な改修工事を行う必要があります。平成24年度交付金が減額された場合、財源に不足を来しますので、町として起債の借り入れ、または財政調整基金の充当などにより財源確保を行い、平成24年度末までには事業完了をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 1番笠原議員さんの質問の中の玉村町の2学期制についてお答え申し上げます。

まず、ご質問いただきました2学期制を含めて、この約10年の間に各市町村教育委員会が自主的にあるいは自律的に2学期制などの特色ある施策が行えるようになった経緯を簡単に説明させていただきます。これは、平成10年に発表されました中央教育審議会答申の「今後の地方教育行政の在り方について」にさかのぼるわけでありまして、この答申の中で、その答申の一つとして、都道府県や市町村が定める学校管理規則が画一的にならないように十分配慮することなどが必要であると示されました。このことがきっかけとなりまして、県教育委員会が市町村教育委員会が制定する学校管理規則の基準を定めるとした条項が削除されました。そして、各市町村教育委員会が、学校教育の基本となる学習指導要領を踏まえつつ、学期や休業日などを規定する学校管理規則を自主的、自律的に規定することができるようになったわけでありまして、さらに、この間、平成14年度より学校週5日制が完全実施となり、生きる力の育成を基本理念とした学習指導要領に基づく学校教育が進められるようになったりと大きな変化があったわけでありまして、そのような変化の中で、授業時数の確保あるいは子供たちが自主的に思考し、判断する学びを保障する、そして基礎基本の習得を目指すため、いろいろ、

2学期制など、各市町村教育委員会あるいは学校が主体的にあるいは自律的に施策を工夫し、特色ある教育を展開しているところであります。

次に、2学期制の全国的な状況について若干触れさせていただきます。文部科学省の調査では、平成21年度に2学期制を実施している公立小学校は全国で21.8%、4,668校です。そして、公立中学校は23%、2,284校となっています。平成16年度では、小学校9.4%、中学校10.4%からそれぞれ倍増していると考えられます。また、平成22年4月の新聞報道によりますと、東京都の江東区、目黒区、足立区、東村山市など11区市、さらには仙台市、千葉市、静岡市、北海道の石狩市などでは全公立小中で導入済みで、横浜市も小学校は7校を除く338校で取り入れているという状況にあります。

このような全国的な状況の中、玉村町では平成15年度に2学期制検討委員会を発足しました。そして、2年間の試行期間を経て、平成18年度からすべての小中学校で2学期制を取り入れて、今年度6年目を迎えているところであります。2学期制のねらいは、玉村町の目指す子供像であります、確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生き抜く子供の育成のために、まず1つは子供たちがじっくり学べる教育活動をするための授業時数の確保、2つ目には、子供と教師が勉強や部活動を通して向き合い、触れ合いを深める時間の確保、そして3つ目には、夏休みや冬休みを学期の中に位置づけ、長いスパンでの教育活動が可能となり、子供たちにとってはゆとりを持って学習や運動に取り組むことができ、自分の弱点克服にも長期の休みを活用できるなどが考えられます。逆に、テストの回数が減ったために範囲が広く大変、通知表が3回あったほうが良いというような意見があるのも事実であります。

今玉村町が全校で取り組んでいる2学期制につきましては、総合的に考えて、6年目を迎えて軌道に乗ってきたところであるというふうに認識しているところであります。しかしながら、2学期制に対する各市町村教育委員会の考え方もいろいろであります。過去に実施していた太田市や大泉町が3学期制に戻したことはご案内のとおりであります。また、議員さんご指摘のとおり、高崎市では現在取り入れている2学期制の再検討を始めたところと伺っています。玉村町におきましては、引き続き、これまでの実践の中から課題を明らかにしながら、子供にとってよかったと思える、子供のための2学期制となるよう、学校、幼稚園、関係機関と連携、協議を深めながら、腰を据えて、地に足をつけてさらに調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。それと同時に、生活圏をともにする近隣他市町村の動向にも十分配慮しつつ、玉村町の学校で学んでよかったと子供たち一人一人が実感できるよう、学校教育の充実に努めていきたいと考えています。

次に、2つ目でありますが、本年度実施しました学力テストの結果についてお答え申し上げます。本年度は、全国標準学力検査を4月に実施いたしました。例年ですと、今までは2月にやっていたわけですが。この検査は今年度より実施しているところでありますが、全国基準に照らして学力の実態を把握するとともに、学力を個人内でも正しく比較でき、個々の児童生徒の確かな学力の向上に資す

ることができるものと考えています。今年度実施しました検査は、小学校の2年、3年、4年、5年では国語と算数を、小学校6年、中学校1年生では国語、算数、社会、理科を、中学校2年、3年では国語、数学、社会、理科、英語を実施して、すべての学年で生活習慣調査も実施したところであります。

今年度の特徴といたしましては、まず1つは、学力的にはおおむね全国平均と同じレベルになっていると言えます。しかし、細かく見ていきますと、学年あるいは教科によって全国平均を大きく上回っている教科もあります。例えば今年度については、小学校4年の国語、算数、中学校2年の国語、社会、理科などです。また、若干下回っている教科もあることは、これは事実であります。2つ目の特徴は、学年が小学校から中学校に進むに従いまして、平均を上回る傾向が顕著になっているということであります。そして、3つ目に、内容的に考えていきますと、漢字の読み書きや計算などの基礎的な知識、技能はおおむね身につけていると、しかしながら、やはり、これは全国共通だと思いますが、筋道を立てた論理的な思考力についてはややまだ課題が残されているということが明らかになりました。

そして、生活習慣調査では、よい傾向にある項目として挙げられるのは、交通ルールを守るなどの安全や規則に関すること、それからお年寄りに席を譲るなどの公共心に関すること、これはよかったです。一方、時間を決めてテレビを見るなどの生活習慣に関することが今後の課題となることがわかりました。

本町の学力調査の目的は、あくまでも子供一人一人に全学年の学習がどの程度身につけているかを調査するとともに、学習の大きな要因であります生活習慣を調べ、今年度の学習に生かし、一人一人の学力を高めることにあります。現在、各学校で調査結果をもとにそれぞれ創意工夫をして学習の充実に努めてもらっているところであります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

ちゃんと手を挙げてください。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） では、頑張って手を挙げますので、よろしく申し上げます。

今教育長から説明がありましたとおり、2学期制と3学期制の対比を聞いたわけですが、全国的にやはり20%ちょっと、2割ちょっとというところだとは思いますが。ただ、一番心配しますが、さきにも申し上げたとおり、何か運動会が9月になってきていると。9月では、まだ残暑厳しい折、ちょっとしんどいのではないかという声も出ているので、その点はいかがなものでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 確かにそういうご意見が保護者の間から学校に寄せられているということ

は伺っております。あくまでも学校行事については、各学校が企画をして実施するというのが原則ですが、昨年、ことしについては1校、芝根小学校が10月2日に学校の都合でやるということになりました。ですから、各学校が子供の実態等、地域の実態等を踏まえながら計画を立ててやっていただくということが大事なというふうに考えています。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） その次に、2学期制と3学期制の、今度、勉強をしなくなってしまうのではないかというようなところと、めり張りがないと。今までですと、4月から行って夏休みまでですから、7月までが1学期と、それから長い夏休みが終わって2学期に入ると。どうもそれが、2学期制ですと半分に入ってしまった、たしか10月9日前後でもって今度後期のほうへ移るといようなので、その辺の戸惑いが大分あるのではないかと思いますので、ここで教育長の直接的な意見で、こうすればそれは対処できるのだという方法があれば、またここでちょっとお聞きしたいと思うのですが。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） まず、学期、めり張りが無いということではありますが、今年度、先ほどお答えした中にあります学校の管理規則を変えました。各学校からも要望がありまして、秋休みをぜひ入れるということでありましたので、3連休の後の2日間を秋休みとしてめり張りをつけるようにさせていただきました。それが1点です。

それからもう一つは、やはり長期の休みをどういうふうにとらえるかということによって2学期制と3学期制の違いが出てくるのではないかなというふうに考えております。長期の休みを本当の休みにして、めり張りをつけて、そこはもう休みですよとするのがいいのか、長期の休みを前期なら前期の間に置いて、その中で子供たちが、自分で今まで勉強してきた課題の中で特にまだ足りないところを補っていく、そういう時間として活用するのがいいのか、本人の力を高めるためにはどうあるべきかという、その考えのベースが3学期制になるか、2学期制になるかということになると。

ただ、ちょっといいですか、時間。

〔「いいですよ」の声あり〕

教育長（新井道憲君） ことしの例で考えていきますと、ついきのうも校長会でその話題が出まして、今2学期制についてどうだったかということで、ちょっと校長から意見をいただきました。その中で、3人ぐらいの校長さんから言われたことは、まず、7月と12月、学校の一番忙しいときです、3学期制の中では。でも、休み前に子供たちとじっくり話し合い、あるいは今後の方向を話し合う時間がとれて、触れ合いが深まってよかったという答えが返ってきました。特に中学校の校長からは、夏休み前の7月の忙しい時期に例えば部活に集中できると、部活の指導に集中できて、そして終わったらさて勉強というふうに切りかえできる、12月も今度は進路指導に集中できる、そういうメリッ

トがあるというようなお答えもいただきました。ですから、やはりよさを十分に把握して、そのよさを生かしていくということが大事なのではないかな。今までの、確かに学校の職員の中にも二、三、3学期に戻してくれという意見はあるというふうに聞いておりますが、今やっているよさをどう生かしていったら考えていくかということが一番大事になってくるのではないかなというふうに今考えています。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 教育長から、2学期制のほうのよいという取り組み方、方法を今聞きました。今まではどうしても3学期制でなれているから、頭がその辺にいつてしまっているの、それを、ですから、やはり受ける保護者あるいは子供たち、それを見守る父兄、この人たちにやはり2学期制はこういうメリットがあるなというのをもう少し理解をしてもらって、今聞きましたら、これは別に押しつけではないと、玉村町は玉村町の独自でいくのだと、全部プレスで抜いたような画一的なことでやるのではなくて、独自の特徴を持って今度はやるのだというのであれば、非常にその点を生かしてもらって、ちょっと今誤解もあるような点もあるので、その辺を払拭するよう教育長に努力してもらって、その辺を、声もはっきり言って3学期制に戻せというのは大分来ているのです。ということは、玉村町はこういう狭い中で、前橋市も2学期から3学期になってしまったよと、大きい都市が大分そうなってくると、はっきり言って人間というのは、高崎市も検討中だよとなると動揺してしまうのです。周りの波にのみ込まれてしまうというのか、津波と同じような感じで。だから、その辺を、玉村町はこの辺でいくのだという、本当に教育長が信念があるのであれば、ひとつその辺のよいものを父兄等に、先生なんかによく指導していただきたいと、こう思います。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 十分そういう点も踏まえつつ、周りの状況もいろいろ配慮しながらさらに充実したものに進めていきたいなというふうに考えておりますので、またご協力いただければと思います。

特に先ほど、ちょっと忘れたのですが、今、中学校はちょうど前期の期末が終わった学校と今やっている学校とございます。それについても、子供にそれなりの自覚を育ててあれば、では夏休み前に終わった授業をもう一度夏休み中に振り返って、期末に備えて頑張ろうという夏休みの使い方もできるという面でもメリットがあるかなというふうに思っています。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 大変ヒント的なことももらいまして、ありがとうございました。では、そのようにひとつよろしく願いいたします。

続けて、そうすれば、次は長寿会の関係なのですが、やはり何か私のほうも、最初はバスが出なくなってしまうよというような話をいただいたのです。あれっと思ったら、青い、ブルーのバスが消防署の横を走っていくではありませんか。あれっ、何だ、別にマイクロバス廃止ではないのではないかと。そういうことで、一応老人センターのほうへ行って聞きましたら、それは要するに、毎週の月曜から金曜までの送迎はしておりますと、さっき言ったとおり、芸能発表会等にやはり玉村町全部から1カ所へみんな集めるというので、短時間的にやはりバスを何台か用意して会場へ入れなければならないということで、そのときに使ったと。それが、何かバスのほうが20年近くたってしまって、買いかえるのも600万円ぐらいかかるのだと、それ以上かな、そんな金がとても玉村町はないからできないのだというような話が浮上しまして、それと芸能発表会とがごっちゃになりまして。ですから、やはりこの辺の周知は、長寿会会長によっては日常の足がなくなってしまうようなとり方をした人もいたのです。だから、これは困ったと。もし、先ほど言いましたように、みんな老人ですから、全部、落ち葉マークと言っては失礼なのですが、そんなようなあれをつけたりして乗っている人が仮に乗り合わせで行って、事故でも起きてしまったらどうするのだと、一番これが、本当に親切があらなくなってしまふような感じですから、この辺のあれをどうか何かいい方法はないかと。

考えてみますところ、毎回毎回、芸能発表会をやっているわけではないので、これは時期的にも、年に恐らく、四季に応じて、春、夏、秋、冬プラス、二ぐらいかなというような感じなのですが、楽しみにしているお年寄りもいますので、そのときの足というのを何かひとつ、たまりんを活用するとか、輸送のほうのバス会社に依頼しているので、そのとき、臨時的でいいですから、やはりその手当てがつくような方法をひとつ町のほうで考えて、社会福祉協議会のほうに提供してやるというふうにはなりませんか。

議長（宇津木治宣君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 先ほど町長がお答えしたとおりなのですが、議員さんのおっしゃるようなことで、今回の湯ったりふれあい交流会から送迎がなくなったということで、乗り合わせでお願いしたわけですが、ほかにも芸能発表会、グラウンドゴルフ大会、スマイルボウリング大会等、社協で長寿会向けに行っている事業につきましても乗り合わせ等をお願いしているわけなのですが、そういった中で、先ほど、元気なお年寄りばかりいて、送迎のほう、また家族等の世話になってできればいいのですが、やっと運転しているような方で事故でも起こしたら危ないというようなご指摘もございます。そういった中で、たまりんを運行している永井運輸ですか、そういったところもございます。この事業につきましては、指定管理者であります社会福祉協議会でございますので、事業実施主体の社会福祉協議会とまたその辺は相談をさせていただきたいとは思っております。

ちなみに、第1回目を実施させていただいたわけなのですが、今まで行っていました参加者、ちょっと心配されたのですが、昨年以上の参加を見て、特に事故なく無事に終わったということを知って

おります。今後につきましても、高齢者へのサービス等、社会福祉協議会と連携を密にしまして行ってまいりたいと考えております。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） その辺はよくわかりましたけれども、ちょっと話はそれてしまうのですけれども、やはり必要だからマイクロバスがあったのだけれども、入れて20年近くたったから出したということは、今後町としては、財政がどうのこうのではなく、マイクロバスは、小さいやつ、だれもが運転できるような、あのくらいのやつは購入する、あるいは持つ気はないのでしょうか、どんなものでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 町のマイクロバスの保有を加味してのご質問だと思うのですが、現在、町では1台、大型のバスがございます。これは運転手つきで玉交観光バスに委託して運行していますが、あと一台、昨年までは25人ぐらいのバスがあったわけがございます。これも入れてから20年近くたって老朽化して、笠原議員も一昨年ですか、山ノ内町へ行ったときに、あんなバスはもうどうしようもないというような話もいただいたのですけれども、そんなこともありまして、町は買いかえようか、どうしようかというのは検討いたしました。ただ、1年間のうちに、詳しい稼働日数はちょっとわからないのですけれども、1カ月も満たないような稼働日数で、果たして町がそのバスを保有していて経費的にどうなのかという問題もございました。一応、そんなこともありまして、高いバスを購入して年間30日も動かないのでは非常に宝の持ち腐れみたいな形になりますということで、とりあえず町は小さいバスの保有をあきらめたという経過がございます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） とりあえず、使用頻度の関係、その辺だと思うのですが、やはり、これも皆さんからの、いろんな各部署あるいはまた利用する団体等から、やはりちょっとどんなものかいいかというようなアンケートをとったほうがいいのではないかと思います。ただこうだったからと、また町にあって、町からこれを借りられるのだよというようなことも知らないでいて、ほかの団体がまた乗り合わせへ行ったとか、そういうので。

よく見てみますと、我々、やっぱり、吉岡町のほうなんかへ行きますと、やっぱり群馬県じゅうからみんな来ていますよね、バスが。やはり、あれを見ると全部、ほかのを見ますと、草津にしるどこにしるみんな、大泉にしる、自分のうちの持ちのような感じを受けます。なぜかということ、ナンバーが青ナンバーではないから。その辺で、できれば一応、さっきも言ったとおり、前の一般会計で

はないけれども、町の予算はいいのだというのであれば、住民を虐げておいて予算がいいのだでは、これは意味ないの。住民も楽しませていて、全部利用できて、それで町の予算もいいのならこれは優等生なのだけれども、どこかを抑えておいて、出さないで、これで財政がいいのだというような方法ではなく、できれば財政がいいのであって、あ那时的の比率が大分よかったようで、みんな横線だったですね、見ていたら。だから、その辺をよく、やはり各種団体が大分ふえましたので、やはりその辺からアンケートでもとって、このぐらいのバスは必要か、必要でないか。例えばいろいろ、みんなどこかへ出かけて研修する場合でもあれば、楽ということもないけれども、そんなに難儀でなく研修してこられる、そして自分たちの知識を啓発して、なおいろいろと社会貢献できるのだというような方法を考えて、できればバスの購入のほうも、使わないから買わないではなくて、使って、皆さん腕を磨いてくださいよ、社会に貢献してくださいというような方法をとってもいいのではないかと思いますけれども、総務課長、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 各団体からアンケートをとれという話でございますが、利用頻度の問題は先ほど私のほうから申し上げました。マイクロバスの利用につきましては、各団体等からの申請で今まではお貸ししていたわけですが、実際の話といたしますと、本当の研修目的、そういうものがないとお貸ししていないというのが現状でございます。ですから、慰安のためにどこかへ行くとか、そういう使用目的でのバスの使用というのは認めていなかったというのが現状でございます、本来、慰安目的であるとすれば、公の観光バス等々を借りてもらって行くのが大原則ではないかと考えています。アンケートをとる、とらないの話でございますが、今後、各団体等を所管しています各課の担当者と協議してまいりたいと考えています。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） ぜひそのようにして、よりよい、玉村町に住んでよかったというような方向でやっていただければ結構だと思います。

そして、最後に、残り時間もちょうど15分となりましたので、クリーンセンターの長寿命化交付金、当初、この予算としては、何か15年ほど延ばすのだと、最初は。いや、そんなのよりもつくったほうがいいのではないかと、新たに、そうしたほうが長く、20年またもつので、長寿命化しても15年がせいぜいではないかというような議論もありましたけれども、何か玉村町は総務省のほうから見ると一人前な自治体に認められないようなもので、何か人口5万人以上でない、大きい、何百億というような、百億単位のあれは出ないのだと。それではしようがないから、はっきり言って延命化の、ある箇所の修理ということで、我々も中へ潜って見てきて、耐火れんがが大分腐食していたり、ああ、これではドアの鉄板ももたないなとわかりました。

そんなところで、たしか最初はかかる金が、何か12億円ぐらいかかる話だったですよ。そのうちの半分は出るのだと、ではよかったと、ではこれで助かったという話でいたら、だんだん、だんだん予算のほうが生ぼんできて、せこくなってしまって、7,000万円だと。今聞いたとおり、では7,000万円だから、7,000万円は2分の1のわけだった、当初は1億4,000万円出るわけだ、そのまた2分の1になってしまったから。ということは、1億4,000万円の仕事をしないとこの7,000万円の交付金も出ないということですよ。それはどうなのでしょう、確認なのですが。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 今回の長寿命化の補助金につきましては、対象事業費の2分の1が交付金ということになっていますので、今回7,000万円の交付内示をいただいていますので、最低でも1億4,000万円以上の今年度事業をやらなければいけないというふうになります。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) そうしますと、やはり積み残しが起きるわけですよ、当初よりも。7,000万円になってしまったのだから、半分になってしまったのだから。ですから、そうしますと、今度、事業的には、ちょっと工程表を見たのだけれども、大分、作業の何だかんだで、まだ全然、本体のほうのあれには、恐らくことしいっぱいかかるのではないかなというような想定をしました。あの状態で、今度、残った金が、今度平成24年度にそっくりオンするわけですよ。そうでしょう、積み残しを。だから、当初の平成24年度の予算はもっとふえると、はっきり言って7,000万円ほどふえてしまうのだということですよ。それで、今度、一応出して、それから環境省のほうから、どうなるのだと言ったら、いや、何とかなるように努力するということでの回答ですよ。それはそれでいいのですけれども、恐らく努力すると言うのだから難しいでしょうけれども。

こうなると、今、町長が前にも申し上げたとおり、起債を起こしてやるのだということになります。その間、工事が延々と延びていて、さっきまでも私は質問で申し上げましたけれども、生ごみの、いろいろごみを出しますよね、あそこで。毎日煙が出ていないときはないですよ。そんなふうにして延びていって、あれも炉が見たときは大分崩れていたけれども、これは大丈夫なのですか、2年かそこら先にいってしまって、それが心配なのですが。もしそれができなくなったら、近隣のどこか、前橋市だ、伊勢崎市で燃してもらおうよということにやっぱりなるのではないかと思うのだけれども、その点どうなのですか。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長(高橋雅之君) 笠原議員さんのご質問の、今年度7,000万円ということで、

事業費が1億4,000万円ですか、事業費が3分の1になってしまって、残りについては来年度ということで、この残りについて来年度にすべて繰り越しをさせていただいて、来年度の事業費がその分ふえるということでご理解をいただいていると、そのとおりでございます。

また、その中で、クリーンセンター、毎日稼働しているわけですが、実際、今回も皆さんにお示した中で、やはり今年度、来年度とも、どうしてもクリーンセンターを改修していく上では休炉をしなければいけない、今年度では約10日間続けて休みをとる、そんな予定もございます。この10日間の休炉につきましては、今のところ、近隣の市町村等にお話をして、うちのほうで休みの期間中はごみを受けていただくというお願いをしております。来年度についても、多分40日から50日休みを、どうしても休炉しなくてははいけません。それについても、やはり近隣の市町村をお願いをしていくという格好で今後も調整をとっていきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それで、一番心配したのはその休炉なのですけれども、例えば皆さんが粗大ごみ等、そのようなものを出しますけれども、やっぱり休み中は受けられないのですか。その辺ちょっとお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） うちのほうのクリーンセンターで受けているものは、燃すものとすれば、一般の家庭から出る燃えるごみ、それと粗大ごみ、粗大ごみにつきましては燃えるものと資源ごみに分かれるわけですが、燃えるごみにつきましても一部はそういうことで委託に持っていきたい。近隣市町村との話し合いの中で、受けていただける量については持っていきたい。また、うちのほうで処理できる範囲内では処理をするという予定ではおりますが、一部は委託をしていかなくてははいけないというふうに考えております。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） わかりました。

当初から見ますと、やはり工事の取っかかりがはっきり言ってちょっとおくらしているのではないかと思いますけれども、そうすると、これを見ますと、仮にですよ、全部終わらせる、平成24年度中には終わるのですか、いかがなものですか。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 平成24年度中に終わるのかというご質問でございますが、先日も全員協議会の中で工程表を見ていただきましたが、ぎりぎりでございますが、現在のところ終わ

らす工程ということで、平成24年度ですから、平成25年の3月には完了するというので現在進めております。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） はい、わかりました。では、そのようにひとつ努力していただきたいと。ごみのことについては、皆さん生活に密着してしまっていて、はっきり言って、1週間もとまってしまったらえらいものになりますので、その辺の処理のほうはよろしくをお願いします。

残り時間5分なので、延ばそうと思ったけれども、ここでやめます。ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後2時35分に再開いたします。

午後2時24分休憩

午後2時35分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、4番柳沢浩一議員の発言を許します。

〔4番 柳沢浩一君登壇〕

4番（柳沢浩一君） 議席番号4番柳沢浩一でございます。議長の許可をいただきまして、通告に従って質問させていただきたいというふうに思います。また、傍聴いただいた皆さんには大変ご苦労さまです。

さて、さきの東日本大震災においては、有史以来最大の自然災害とも言える衝撃的な被害をもたらしました。さらには、人災とも言える原発事故が発生をして、また大津波も発生をし、三重の苦しみに今なお苦しんでいるところであります。改めてこの機会に哀悼の意を表し、そしてお見舞いを申し上げたいと思います。このことは、今後の玉村町の防災等にかかわるいろんな将来像、まちづくりに対する考えの基本に、また私自身にとっても人生を考える一つの大きな影響を受けざるを得ないというふうに思っているところであります。

さて、そんな折でありますけれども、6月議会において貫井町長は一般質問に答える形で3期目への出馬を表明いたしました。実現をすれば、12年間にわたって、この玉村町のリーダーとして、トップとしてこの町を引っ張っていくことになるわけでございます。過去2期8年とは違った意味での重責を負うことになるのかなというふうに思うところでありますが、その意欲と自信には敬意を表するが、同時に弊害も懸念されるところであります。この点については、また自席からの質問においていろいろと議論をしたいかなというふうに思っております。

過去8年を振り返ると、主要な政策として推進してきた安心安全なまちづくり、あるいは協働の精

神、ファミリーサポートセンターを中心とした子育て支援や町民スポーツの推進など、私としても評価をしているところでありますが、3期目に向けてどんなまちづくり、玉村町を目指すのか、その政策の一端を聞かせてほしいと思います。

次に、道の駅あるいは物産館に対する基本的な姿勢を問うということですが、町長は、公的な会合あるいは私的な集まりを問わず、6月議会以降は道の駅物産館建設に対する意欲、やるのだということを表示しております。私は、後ほど申し上げますが、実現へのハードルは極めて高いというふうに考えておりますが、今の時点では判断すべきプランが示されていない。私は納得できるいい計画であれば賛成したいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

さて、次に、玉村町防災への懸念と問題点ということで、さきの9月1日の玉村町の災害、いろいろ町内、被害を受けられた方は大勢おられると思いますけれども、その以前にこの通告書も出しましたので、若干のずれもあろうかなというふうに思います。玉村町では従来、防災というと、災害が起きてしまったらどう町民の皆さんに伝達、周知するかというところに重点が置かれてきたように思えるが、当町にも過去、堤防の決壊により大水害を引き起こしたという経緯がある。利根川は、そしてその堤防等についても国の管轄下にあると思いますが、町当局は利根川堤防の強度、安全性などについてどういう認識、評価をしているかお尋ねをしておきたいと思います。

以上、最初の質問を終わりたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 4番柳沢浩一議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、私に対する質問でございます。3期目を目指すなら、その基本的な考えということでございます。さきの3月11日の東日本大震災での甚大な被害及び経済の停滞は、東北の人たちはもちろんのこと、当町にとりましても大きな試練であります。私は、この大きな試練を東北の人たちと一緒に乗り越えなければならないと考えております。

そこで、3期目に向かったの私の考え方でございますが、まず冷え込んでいる町経済の活性化、少しでも経済が上昇に転じるような、いろいろな角度から行政として支援をしていきたいと考えております。私は、経済の元気、経済が活発化するということが玉村町全体が元気になると確信をしております。そのための施策を3期目では考えていきたいと思っております。

今までを振り返ってみますと、トクトク商品券の発売、住宅のリフォーム支援事業など一定の成果は上げたと考えておりますが、これはまだまだ本当に経済が上向くという状況ではございません。今後もさらなる地域経済対策に力を注いでいきたいというのが私の考えでございます。

そして、今年度からスタートしました第5次総合計画、来年度からスタートします都市計画マスタープラン、この2つの大きな計画をレールに乗せる、そしてこれらの計画に沿った玉村町のまちづくりを進めることが私の役目だと考えております。

また次に、玉村町の安全、安心について十二分に検討し、真に玉村町の方々が安心できる地域づくりをしていくことが私の責務であると認識しております。3月11日の大きな災害がありましたけれども、このような非常時における安全の確保、そしてこの経験をもってしますと、地域の方々の太いきずなづくり、コミュニケーション、これが私は、地域の安全、安心をつくる大変重要な課題であると、大いに3月11日の震災を見た中で考えているわけでございます。そういうことから、地域のきずなづくり、そしてコミュニケーションづくりをより一層まちづくりの基本にしていくということで新しい玉村町をつくっていく考えでございます。

さらには、東毛広域幹線道路の全線開通、そして仮称でありますが高崎・玉村スマートインターチェンジの開通をにらんだ道の駅づくり、そういうものを基本としたまちづくりを進めていきたいと考えております。そして、この玉村町を、近隣の市町村との交流を進め、群馬県の県央地域での存在感のある玉村町を目指していきたいと考えています。

私は常に、子供たちが住みよい地域は我々大人にとっても高齢者にとっても住みやすい地域であると確信をして今まで行政を進めてきたわけでございます。今後もそのような考え方でまちづくりを進めていくという気持ちでございます。第5次総合計画にあります、住んでいる町からこれからも住み続けたい町へというまちづくりをしていきたいというのが私の考えでございます。

続きまして、道の駅に対する構想についてお答えいたします。まず、道の駅とは、24時間利用可能な一定数の駐車スペース、トイレ、情報提供機能を備えた施設とされ、道の駅として登録されれば道路案内標識の設置や市販地図へ明記されるなど多種への波及効果が期待をされます。そして、この玉村地域のPRが可能となり得る施設でございます。また、道の駅には地域連携機能を持たせることが可能で、文化教養施設、観光レクリエーション施設、休憩施設などの地域振興施設を併設して運営しているところが県内の道の駅でございます。

玉村町で構想している道の駅では直売所の併設も計画しており、この直売所を地域振興施設の核として位置づけ、群馬県の主要都市を結ぶ東毛広域幹線道路の沿線地域及び高崎・玉村スマートインターチェンジの利便性を利用し、地域内や地域間の連携の場となるよう交流を促進する場と考え、町内はもとより町外からの集客を図る予定となっております。

このような状況のもと、道の駅への登録条件である24時間の駐車場やトイレなどを整備しただけでは魅力ある道の駅になり得るとは考えられません。併設を予定している直売所等が設置されてこそ、道の駅としての魅力が十二分に発揮できるものと考えております。施設内容及び規模につきましては、道の駅の併設施設としまして、農産物直売所、これを今の予定では300平米、農産物加工施設200平米、地域交流の広場400平米、そして駐車場スペースは県の道路用予定地を当面の間借用させていただき、建設にかかる費用を最小限に抑える工夫をさせていただきたいと計画をしております。また、施設の運営については現在協議中ではありますが、農業公社を中心としてJA農産物直売所部会の方々が継続して農産物を提供していただき、不足する農産物につきましてはJA佐波伊勢崎に

協力していただくことで協議を行っているところでございます。

一方、構想の具体化と並行いたしまして、実際に設置する際に必要となる各種法令との整合性について、関係する官庁との事前の相談を継続して行っておりまして、相談の結果を踏まえての具体策の作成を検討しているところでございます。以上のように、道の駅及び農産物直売所等併設施設構想については、各方面との協議を行っているところでございますが、議員ご指摘のとおり高いハードルもあります。このハードルをクリアした段階で整備時期を見きわめてから基本設計に入っていきたいと考えております。以上でございますので、ご理解の上、ご支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、玉村町防災の懸念と問題点についてお答えいたします。3月11日に発生した東日本大震災以降、防災に対する町民の関心が非常に高く、6月定例会における防災関連の一般質問でも、発生した災害の住民への伝達体制について多くの議員の皆さんからご提言をいただき、さまざまな手段の中から効率的に住民に伝わるよう整備をしていきたいと考えております。災害を未然に防ぐためのさまざまな行為、施策、または被害を最小限にとどめるための取り組みが防災あるいは減災であり、今後も想定外ということのないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、利根川堤防の認識、評価についてお答えいたします。当町の中心を流れる利根川については、昭和22年のカスリーン台風時にはらんをし、甚大な被害をもたらしました。また、記憶に新しいところでは、平成10年の台風時も利根川の水位は上昇した経緯がございます。昨今、ことし7月に発生した新潟・福島豪雨のように、全国各地で局地的に異常な大雨が多発し、甚大な被害をもたらしておりますが、利根川沿いに住む玉村町民にとって、利根川の治水対策の重要性は以前よりも大変重要視し、そして増大していると考えております。

利根川の堤防については、堤防幅が狭く、強度の弱い箇所や、また堤防のない箇所があることは認識しております。そのため、平成10年より群馬県伊勢崎土木事務所にて、福島橋の上流から東部スポーツ広場までの約4キロの区間の堤防補強を実施していただいているところでございます。今後も、玉村町民が安心して生活するため、利根川堤防の補強などの対策を早期完了するよう、県に対して積極的に要望していく予定でございますし、県のほうもこの辺につきましては十二分に理解していただいて、この利根川堤防の補強につきましても毎年毎年予算をとって補強を続けているという現状でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 3期目を目指すという貫井町長ですから、私も、もう少しめり張りのきいた目的、目標、今までと違った町長としての責任を果たす、そういう姿勢というものを聞かせていただけるかなというふうに思いましたけれども、一口で言うと、残念ながら、今まで1期目、2期目と、経済の活性化を図る、こんなの当たり前で、今、日本の最大の課題ですから。リーマン・ショック、

2008年から始まってギリシャ危機、そして今の円高と、これは玉村町に限らず、日本全体の最大の問題であり、課題なわけですから。これは町長として、玉村町の経済の活性化を図るのは当然。商工会などを通して対応をいろいろしてきましたが、私のもう少し、町長の今までの実績を評価していないわけではないです。町長は、ソフトの部分に、例えばファミリー・サポート・センター、今はそうなっていますが、そこを中心としたさまざまな子育て支援や、あるいは弱者への相談あるいは支援、そうした事業をやり、また玉村塾であるとかアクティブシニアであるとか、いろんなそういうボランティアの団体を生み出してきて育ててきた、その点については大いに評価をしているし、また町民スポーツあるいは健康体操あるいはグラウンドゴルフ、この辺は本当に町民の今の年配の方々にとっての非常に大きな助けになっていると思うのです。そういう点は私は評価をしているので、これからの4年もそれを中心にやらなくてもいいと思うのです。それはもちろん根づきつつあるし、今まさに花開こうとしているところですから、新たな目標を持ってほしいなというふうに思ってお尋ねをしたところなのですけれども、もう一つ、私の願った、そういう答えにはなっていないかなと思うのですが、もう一度。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 柳沢議員の期待にこたえられなくて、大変申しわけないと思っています。行政というのは非常に多種多様でございまして、また時代により変化しておりますので、その変化を先取りしていくというのが行政のトップの仕事かなと思っておりますので、その辺については十二分に勉強していく予定でございますけれども、ここで今までのことを言っても余り意味がありませんので、これからの玉村町づくりということで自分の考え方をちょっと言ったまででございますので、その辺について、余り格好いいことを言えないのが私の性格でございますので、地味にやっていくのが貫井の性格でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 私の期待に沿わなくてもいいから、町民の期待に沿う町政であってほしいなというふうに改めて思うわけです。

それともう一つ申し上げておきたいのだけれども、玉中を建てかえた、第3保育所を建てかえた、あるいは耐震性については、さきの新聞にも載っていましたが、玉村町は100%を達成した、これはやっぱり特筆すべき町長の、やっぱり子供たちの安心、安全に対する、そういう姿勢のあらわれた事業かなというふうに思うのです。上げたり下げたりで申しわけないのだけれども、眠たくなると思ってさ。申しわけないのですが、そういうことで。

私は、1期目はソフトをやった、2期目はそういうハードをやった、では3期目は何をやってくれるのだろうという、そういう期待を込めて聞いたわけでありましたが、12年、この玉村町を引っ張る

リーダーというのは、やっぱり相当強い力を持って町民をまとめていってほしいなというふうに思うのですけれども。そういう強いリーダーというのは、やっぱり原理原則は曲げない、自分の信念は曲げない。しかし、町長ともなれば、それこそ目の前に処理をしなければならない問題が毎日幾つも転がってくるわけですから、判断を下さなければならない。そういう意味では、目の前の問題については柔軟に対応するというのでいいと思うのです。しかし、原理原則は曲げないのだという、そういう姿勢であってほしいなというふうに思うわけです。

町民の支持を得た、中央では5年で5人ぐらいの総理大臣がかわっていますから、私はむしろ、そういうことを受けて、今の自民党の安倍さんから1年が始まったのかな、それで5人目ぐらいずっと、菅さんまで大体1年ぐらいですから、こんな国はないわけですし、これでは外交も成り立たないし、経済の活性化だってできません。TPPの問題だって、手がついていないのだから。そういう意味で、町長にもぜひ強いリーダーになってほしいなというふうに思うわけでありませうけれども、やっぱりそういう、玉村町のこれから難しいときを迎えるわけですから、私は町民の支持を圧倒的に得る貫井孝道であってほしいと思うし、同時に、やっぱり3期目となったら、この庁舎内にいる、ひな壇に並んでいる課長諸氏もそうだけれども、約30年か40年いる、その正職の部下、あるいはまた委託やらいろいろの形態があると思うのですけれども、そういう皆さんの、庁舎内における職員の皆さんの支持も強く受けられるような、そういう町長を目指してほしいなというふうに改めて思うのですけれども、どうでしょう。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は、2期終わりました一番感じるの、8年たって貫井は変わったなと言われるのがいいのか、それとも変わらないよと言われるのがいいのか、自分ではいろいろ、自分自身で問答しております。私は、常に初心に戻るということで、いつも新しい気持ちで返る、3期目についても私は1期目の町長のような気持ちで、たとえ、もしそういう支援が、町民の皆さんから支持をいただければそういうつもりでやっていくつもりでございます。

今柳沢議員がおっしゃったように、職員の信頼はいかがかという質問、前にも私されたことがあるのですよね。職員の信頼はいかがかとされたときに、私は役場の職員のための町長ではなくて町民のための町長だというような話したのですけれども、ちょっと生意気なことを言ったのですけれども、やはりまずは身内から信頼されるという、そういうことも大変大事だと思っています。ですから、私の考え方を職員の皆さんが理解してくれている、やっぱりこれも時間がたってきました、2期になりますとそんなように私も感じることもあります。随分職員も私の考え方がわかってきてくれたのかなと感じることもあります。それも私のほうで命令をするのではなくて、自然体にそういうふうになったのかなと思っています。それは、私が一生懸命やっていたら、職員も一生懸命町民のために動いてくれるなというのがわかってきました。ですから、今後も私が一生懸命町民のために働いて考え

れば、職員の皆さんも一緒になって、玉村町のため、町民のために知恵を使って、体を使って、このサービス業である仕事を前進をさせてくれるなどというのは、この2期町長をしまして、私も肌で感じているところでございます。今後は、また初心に戻るといつもりで、常に新鮮さを忘れない気持ちで前に進んでいく予定でございますので、余り格好いいことは言えませんが、ご理解をいただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 町長のそういう変わらぬ、初心を忘れずに、何年たっても変わらない貫井でいたいと、町長でいたいと、そういうお気持ちもよくわかりましたけれども、いずれにしても、私は、強いリーダーを求めながら、貫井町長にももう一つ、合併していただくのもいいかなというふうに思っています。

せっかくの機会だから、上げ下げして目が回らないようにしてください。私は、一つ町長の功績はあれがあるのだと思うのです。玉村町は、上陽、芝根、玉村、それから滝川の一部が編入されて今日の玉村町を形成しているわけですから、このごろ非常に、各地区間、地域間のいわゆる壁というか、バリアが少なくなったのかな、低くなったのかなというふうに思っている。それはやっぱり、先ほど言ったグラウンドゴルフやら、さまざまなそういうことを通して、町長の言っているソフトな政策が地域間の交流を図って、そういうことがこういう結果に結びついているのかなというふうに思っているのですけれども、結構人事なんかは、これはやむを得ないところなのですけれども、均衡を図る人事が行われてきた。かつては一番顕著なのは、町長が玉村から出れば助役は芝根だ、教育長は、収入役は上陽だというふうな、そういう感もあったのですけれども、そういう地域間の交流がうまく図れつつあるのかなというふうに思っております。新しい玉村町の共助の社会づくりというか、共助というのはともに助け合う協働の精神が高度に高まると、私はそういうところまでいくのではないかなというふうに期待をしているのですけれども、それはどういうことか、長過ぎるな。そういうことで、ぜひその点については、これからもハード、ソフト両面にわたって頑張っていただくことを期待しております。

さて、次に移りたいと思いますけれども、物産館については私は3月にも聞いていますし、ただ、話が一向に進展しないのが悩みの種で、道の駅物産館、町長はやるやると、3月まではちっとも鳴りを潜めていたから、私は3月の質問ではこういうふうに言ったのです。町長、トーンダウンを大分しているようだけれども、どうなのだと。そうしたら、いや、そんなことはない、やるのだと言っていました。このごろになったらどう言っているかということ、町長選があるせいかな、やるのだと。率直に聞きますけれども、単刀直入にどうなのですか、町長。政治生命をかけてもやる、そういう覚悟なのですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常に厳しい質問でございます。

東毛広域幹線道路が完成に向かっています。高崎までは開通しました。平成26年度には橋ができて伊勢崎まで、そうすると、太田、伊勢崎、高崎がつながるわけです。その2年後には4車線化されるということでございます。関越道とのスマートインターが平成25年度に完成します。そうしますと、この辺の地帯が一変すると思うのです。本当に今までと違った地域になってくると思うのです。

そのとき、町としてはどうするかという問題であると思います。私は、そのときを満を持して、この玉村町がわっと跳びはねるときだと思っております。そういう意味でも、スマートインターと東毛広域幹線道路と関越道、この3つの接点である玉村町が今後発展をする、上昇する一つの場所であり、地域であり、時期であると考えております。その時期に何をやるかということではないかなと私は考えておりますし、その時期に合わせるということではないですけれども、玉村の一つのシンボルをそこに作るというのが私の基本的な考えでございますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 今お聞きをする、平成26年というふうな話も出ましたけれども。

問題なのは、貫井町長が、では、頑張って平成25年、平成26年に物産館、道の駅をつくった。その結果について、既に町長は、わからないよ、元気だから。わからないけれども、既に道の駅が稼働して、では順調にいきました、お客さんもたくさん来て物産館も順調ですと、それを見届け、責任をとる立場にないということが一つの問題なのです。指差しては悪いよね。私はそう思っているのだ、1つは。

ですから、それと、K議員が、川端議員が私に、まだそんなにたっていないのですけれども、こういうふうに言ったのです。言ってもいいよね。「柳沢さん、柳沢さん。道の駅、何とか頑張ってつくりましょうよ」と。このニュアンスを私はどう受け止めたかということ、川端さんは、柳沢浩一の日ごろの言動を見たり聞いたり、一般質問なんかを聞いていると、道の駅に反対なのだなど。しかし、おれはつくりたいのだ、柳沢、何とか協力もしてくれよと、そういう問いかけだったというふうに私は理解しているので、その後、そのときにはいろいろ議論する場面ではなかったので黙っていたのですが、川端さん、実はおれは反対ではないのだよと。道の駅をつくって、物産館をつくって、これが町民にとって、住民にとって、地域にとって、玉村町にとって本当にいいものであればつくりたい。しかしながら、問題がある。今、まだ我々が判断する材料が何も示されていないではないかと。

では、農協との話し合いができました、商工会とも話し合いができました。簡単に言えば、町が、例えばの話ですよ、町長は農業公社でやるというふうなことを言っていましたけれども、町が50%、

51出資をする、商工会が30、農協が30、そうすると商工会が19か、そういう趣旨の比率で第三セクターなりなんなり経営母体をつくってやるのだよというふうな、そういう協力体制ができましたとか、あるいは玉村町を代表する物産がやっぱり幾つかありますから、肉の駅やら、たまむらとうふもそうだし、みよし乃さんやら、いろいろお菓子屋さんも有名なところがありますから、ガトーフェスタ・ハラダもそうだし、そういうところとの連携の話も今やりつつありますよという、そういう一つの見通しが立つプランが示されて、初めて我々はいいかどうかということ判断する材料を得るわけですから、その点の判断材料がないので、その点について私は常に聞くのですが、まだいろいろな、今私が申し上げた部分について話が進んでいるというふうなことも聞いておりませんが、現状でどんなところが。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） まだ具体的にそこまでの話を公表するまでの段階にっていないのですけれども、私は、この場所を最大限に利用して、玉村町には駅がございません。また、玉村町の情報を発信する、これが玉村町だという、そういう場所もないわけでございます。そういう中で、ここの場所を最大限に利用して、玉村町の情報発信基地、そういう中での道の駅をつくっていく、道の駅と文化施設、直売所などを併設したものをつくっていくということで話を進めております。もう少したてばもっと具体的な公表が皆さんの前にできると思うのですけれども、今の段階では、私がつくる、つくると言っている程度で、県との話し合い、またいろんな機関との道の駅をつくるための話し合い等は着々と進んでいることはこの場で言えますけれども、まだまだ公表するまでにはなっていないというのが現状でございます。ただ、この場所を今後の玉村町の発展の最大限の情報基地にしていきたいというのが私の考えでございます。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） その点については今後の課題ということで、ぜひ詰めるものは詰めて、我々に提案できるような、そういう考えを示していただきたいというふうに思います。

道の駅については以上で、次に移りたいと思うのですけれども、次に移る前にもう一遍、前へ戻ってもいいよね。というのは、ちょっと言い忘れたことがあるのですが、実は先月、28日か、町長はわざわざ全協に見えて、わずかな可能性でもあるならば日赤の誘致に力を尽くしたい、こう発言をしていった。これは我々も本当に望むところですから、ぜひそういうことは実現してほしいという思いでいっぱいありますけれども、町長は5%の可能性はあるというふうなことを言っておりましたから、その辺も含めて、改めて誘致への決意と、そして決断とその可能性について熱く語ってください。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この日赤の問題については、非常に問題が多いわけでございます。大澤知事が一昨年からの話をスタートさせましたけれども、なかなか話が進まないということで、いよいよ先月、8月にこの建設委員会というのか、日赤の移転に対する委員会が発足しました。それで、県内というのですか、前橋市を中心に11カ所の候補地があるということでございます。

私は、この日赤の移転という問題が起きたとき、1年前から水面下で動いてきました。まだ皆さんにその時点では公表しなかったのですけれども、いろんな角度から玉村町、私は第1にヘリポートを活用するというを基本に置いて、この日赤の問題について動いてきたわけでございますけれども、いよいよ大詰めに来たということで、改めて皆さんにご報告させていただきました。

ただ、この日赤の問題は、言葉にあらわせないぐらいいろんなハードルがございまして、このハードルを一つ一つ越えていくには大変な努力と時間がかかるということでございます。そういう中で、先ほど柳沢議員が申しました5%の可能性ということでございますけれども、玉村町としても、日赤の移転について、これから全力でこの移転を玉村町にということで動いていく予定でございますので、皆さんのご協力をこの場をかりましてお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） このことについては、我々にできることがあればできる限りの支援をするし、職員の皆さんも同じ気持ちだろうというふうに思いますし、町民の皆さんも大いに望んでいるところであります。ヘリポートがあそこにある、そしてドクターヘリが飛ぶ、あるいは防災ヘリが飛ぶというふうなことを考えたときには、やっぱりどう考えても適任な場所だろうというふうに我々は思うのですけれども、これは非常に複雑で、かつデリケートな問題があるようですから、しかし、ある時期までは縮こまってじっと耐えても、やっぱり時期が来たらしっかりと手を挙げて名乗りを上げるということは必要だと思うので、ぜひこれからも頑張ってくださいというふうに思います。

次に、防災ということでありますけれども、私はかねて常々、福島橋から堤防の、玉村町の災害を考えたときのウイークポイントは、玉村町は、利根川の堤防、福島の上、かつて昭和22年にあそこが切れて大きな被害が出ているわけですから、そしてその下100メートルぐらいも切れているのですよね。ですから、その辺は町の記録の中にどう残っているのか知りませんが、もしあるのなら聞きたいのですが、そういうことも踏まえて、あの堤防については極めて重要な防災の観点から監視を続けてほしいなというふうに思います。

私が質問したのに町長お答えになったのかどうか、ちょっと聞き逃したかもしれないのだけれども、あの堤防は例えばどのくらいの雨量に、これは流域の雨量、流量ですから、上にうんと降ればここで降らないとやってはだめだし、その辺についてはいろいろあれがあると思うけれども、そういう目安が何かあるのですか。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 20 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 平成 10 年のときに利根川が台風で増水しました。そのときは、普通の水位から 7メートル、今回の 12 号の来る前、31 日の晩から 1 日の朝、2 日にかけての雨量は最大で 3.9メートルまで上昇しました。ですから、当時から比べると、7メートルというのは、今回玉村大橋をつくったときに堤防を引いたのです、引き堤をしたわけですから、7メートルには十分耐えられるという、そういう水量に対する利根川の規模でございます。

私も、ことしの夏はみなかみ町の藤原ダムと矢木沢ダムをちょっと見てきました。本当にこのダムはすごいダムで、ああ、このダムがあれば、かなりの雨量はあそこのダムである程度調節できるなという感じがしたのですけれども、利根川は戦後、カスリーン台風が起きた後、ダムが 3 つ、奈良俣ダム、矢木沢ダム、藤原ダムと 3 つのダムができたわけでございますので、かなりの調節はできるかなと感じております。そういう意味でも、でもまだまだ堤防の補強は県のほうも十分認識しております、玉村町の堤防の補強については継続的に予算をとってやっていきますという話は伺っておりますし、そういうお願いをしております。

議長（宇津木治宣君） 4 番柳沢浩一議員。

〔4 番 柳沢浩一君発言〕

4 番（柳沢浩一君） 最後の質問にしたいと思うのですが、12 号台風、1 日、大変町内でも、私は年だから起きるのが早くて、5 時ごろ外を見たら、うちの東の道路が流れていたのも、そのままトラックに乗って出て、一通り今まで水害に弱いと言われていたところを見たのですけれども、相当、長靴が埋まりそうなところもあったし、全町的に大きな被害をもたらしたというふうに思うのですが、これを受けて町内各所からさまざまな、今後の防災、そうしたことに對して、どこをどうしてくれというふうな要望は相当出ると思うのです。ですから、それにどう対応するか、そしてまた 1 日における 12 号の台風の影響による水害の度合いが、全町的に顕著なところはどんな被害があったのか聞かせていただきたい、それで終わりたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 8 月 31 日から 9 月 1 日にかけて雨が降ったということござ

いまして、我々も31日の晩に総務課長のほうより招集がかかりまして登庁したわけですが、そのときには大分雨のほうも降りまして、とりあえずは上之手地内、上新田地内で道路が非常に冠水していると、一部床下に入る可能性があるという状況でありました。それで、一時雨のほうもおさまりまして、我々もそのときは、上新田の蛭堀という排水があるわけですが、こちらのほうで監視をしておりましたが、一時雨が上がりまして、大体2時ごろになりましたらそちらも引けた。また、8月31日からやはり354がすべて冠水になっているという状況もございまして、警察のほうで354を通行どめにしていただいたという状況もございまして。

その後、また9月1日の3時ごろになりまして、また再び雨が降ってまいりまして、それから、もうそのときには水田とかそういうところももう既に前の雨で満杯状態であったということで、見る見るうちにどこの地域も冠水というような状況があったというふうに我々も認識しております。そういう中で、実際、9月1日に8時ごろから職員を各区長さんのお宅と連絡をとりながら現地調査をさせていただいたわけですが、玉村町25区のうち、ほとんどの地域でどこかしらは冠水があった状態ということでございます。

それで、やはり国道354につきましても、また2回目の9月1日、4時ごろからですが、通行どめになりまして、354が一番、上新田の甲斐鍛金から8丁目の文化センターに入る信号、そこまでが12時ぐらいまで、お昼まで通行どめという措置をとっていただきました。それ以降については、大分引けてきたので通れるだろうということで、警察のほうも通行どめの解除というふうになってきました。

我々も、町については、町道を危ないところについては通行どめをしてくれというふうに警察のほうから話を受けまして、まずは上新田の蛭堀付近、あとはこの役場の裏も、鯉沢という排水がございしますが、こちらは大分ふえまして、こちらも通行どめをさせていただきました。また、その下流に行きまして、文化センター通り線から東側、それから新しい大胡線までの間、このところもやはり車が1台か2台とまってしまったという状況もございまして。そんなことで、やはり通行どめと。また、上陽地区では飯塚、セーブオンがありますが、あの信号から西側100メートルぐらいがやはり冠水をしてしまって、車が危ないということで通行どめをさせていただいた。そんな感じで、いろいろな箇所が冠水をして、通行どめまではいっておりませんが、そういう箇所も非常に多くあったという状況でございます。

また、バスにつきましても、永井バスが前橋から新町へ行っているバスがあるわけですが、こちらでも10時ごろから2時ぐらいまで約10本ほどの運休が出ている。また、たまりんにつきましてもやはり10時から1時ぐらいまで、この間はやはりあちこちが通行どめだとか冠水によって運休をしたというような状況もございまして。そういう点で、8月31日から1日にかけて降った雨については、玉村町については非常に大きな被害というのですか、そういうものが出ていると。

床下浸水については13戸ほどございました。また、床上につきましてもは上新田で2戸ほどござい

ます。合計15戸ですか、のお宅が床下、床上という被害も出ているという状況でございます。
以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） そういうことで、今後も利根川の堤防をはじめ町内の防災に努めていただき
たいというふうをお願いをして、また災害に遭われた地域の要請等にはでき得る限りおこたえいた
だくことをお願いをして終わります。ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後3時45分に再開いたします。

午後3時30分休憩

午後3時45分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 皆さん、こんにちは。きょう最後の一般質問になりました。

いっとき非常に暑かったのですけれども、いつも快適な環境で一般質問できるのですけれども、し
かし、被災地の状況を考えれば、避難所のことを思えばあのぐらいの暑さは何だという、涼しくなっ
てから言うわけですけれども、一生懸命質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

夏は、どなたも経験あることだと思いますけれども、草退治で手を焼く季節ですよ。しかし、福
島原発周辺の人たちにとってはとんでもない夏を迎えたということです。原発事故から5カ月ぶりに
帰ったふるさととは、まるでさま変わりしていました。自宅がうっそうとした草や木々に囲まれて、地
域は原野、雑木林と化してしまうような状況でした。家畜やペットは野生化し、放射能汚染地帯で動
物たちが生きているという、半年前まではだれもが想像し得なかったような状況がここから約
200キロの福島原発周辺で今起きている現実であるということです。収束に関しても、早くとも十
数年単位というから、本当に気の遠くなるような話です。これも、原子力災害、この現実というこ
から直視する必要があるかと思えます。これらのことを考えると、いかに原子力は自然界とは相入れ
ないものであるかということに多くの人はやっと気づいたようです。東京電力福島原発事故の教訓は、
原発依存社会から一刻も早く脱することだと思います。その観点から最初の質問をしていきたいと思
います。

節電対策の一環として、特定規模電気事業者、PPSといいますが、これの選定をする計画
はあるでしょうか。原発事故以来、一気に節電モードになりました。節電意識は重要ですが、細かい

ことばかりに気をとられ、大きな発想ができなくなるようでは困ります。2000年の電力自由化の流れで生まれた特定規模電気事業者をうまく使うことにより一層の節電が可能となり、そのためには担当係をつくってでも検討する価値があると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、花火大会も恒例となりまして、もうやめるわけにはいかないような状況になっていると思います。広幹道開通後の会場について質問いたします。玉村町の華としての夏の花火は今後も欠かせないイベントと考えますが、広幹道開通後の花火大会の会場確保についてどのように現時点で考えているかお尋ねいたします。

最後は、発信力を強める意味でも、町のプロモーションビデオでもつくる計画はありますかということ。自治体間交流が玉村町も多くなりまして、今後のことを考えると、映像として玉村町をアピールする時期ではないかと考えるが、その点をお伺いします。

1回目の質問はこれで終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず最初の節電対策の一環として特定規模電気事業者、PPSの選定をする計画はあるかについてお答えいたします。石川議員ご指摘のとおり、2000年以降、政府の電力自由化政策により、電力の大口需要家、これは6,000ボルト、そして500キロワット以上で受電をする施設でございます、向けに限って、一般電気事業者が地域ごとに独占的供給を行ってきた電力を既存の電力会社以外の特定規模電気事業者、これは先ほど申しましたPPSです、でも自由に電力を供給できるようになっております。

また、特定規模電気事業者とは、契約電力が50キロワット以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者のことであり、資源エネルギー庁のホームページによると、平成23年6月1日現在で45業者が登録をされており、このうちの2業者、イーレックス株式会社、株式会社エネットについては玉村町の入札業者にも登録をされており、さらに、群馬県内においても、群馬県庁等の幾多の施設で既に特定規模電気事業者との契約を締結している施設もあると聞いております。

今後の対応といたしましては、石川議員ご指摘のとおり、電気の供給契約の締結に当たりまして、電力の安定供給、環境問題、今後の節電対策等を総合的に判断し、東京電力をはじめとして特定規模電気事業者を交えて入札が行えるかどうか検討していきたいと考えております。

次に、広幹道開通後の花火大会の会場についてお答えいたします。玉村町の花火大会は年々全国的に人気が高まっており、また今回は、群馬デスティネーションキャンペーン事業として、県外PRの拡充をはじめ、駐車場や会場までの公共交通の整備など県外からの来場者の受け入れ態勢を構築したことにより、例年にない来場者を集客することができました。

ご指摘のとおり、今後この花火大会を継続するに当たりましては、現在の会場に広域幹線道路が平成26年度に開通予定のため、さまざまな課題を解決する必要があります。ここまで玉村町の花火の人気と知名度を高めてきたのは、全国的にも特徴のある現在の田園地帯で花火を打ち上げてきたことの成果であります。また、23回も継続して実施してきた歴史は、既に玉村町の貴重な観光資源とも言えます。そのような花火大会の歴史をここで幕を閉じるようなことは避けたいと考えております。今後は、警察並びに消防をはじめ、工事施行者である伊勢崎土木事務所など関係機関と調整を図りながら、現在の花火大会が継続できるよう働きかけていきたいと思っております。

その一番の力は、この花火大会が町民全体が町を挙げての花火大会であるということを内外に示すことが大変大事だと考えております。今般も、私は伊勢崎警察署長をお招きして、この花火大会を觀賞していただきました。そのとき、伊勢崎警察署長が言った言葉は、「これだけ大勢の人が楽しんでいる花火大会を、町長、中止するわけにはいきませんね」という言葉を発しました。私はそのとおりでございますということを行ったのですけれども、やはりこの花火大会が、町じゅうすべての人が力を入れて待ち望んでこの花火大会を実行しているということが今後の花火大会の継続に向けての私は最大の力になると思っておりますので、今後も議員各位のご協力をお願いする次第でございます。

次に、発信力を強める意味でも、町のプロモーションビデオをつくる計画はあるかとのお尋ねにお答えいたします。町では、玉村町を映像で紹介する目的で、平成6年に「ビデオマップ玉村町」、平成8年に「田園都市・玉村町」、それぞれのビデオを作成しております。この内容を申し上げますと、道路交通網、公共施設、花火大会、ふるさとまつりに加え、早春の3大祭りと言われております獅子舞、すみつけ祭、春鍬祭、それに水神祭など各地域のお祭りの紹介などでございました。

今年度は、デスティネーションキャンペーンが群馬県で行われていることや第5次総合計画に観光による地域振興の項を盛り込むなど、観光資源の発掘や魅力アップに力を注いでおり、町外からの来訪者の確保を目指しております。そのためにも、魅力ある情報発信が不可欠であり、石川議員からご質問の映像として玉村町をアピールすることも大変有効な手段であると考えております。

玉村町への来訪を考えた場合、6月12日に高崎駅から直結する東毛広域幹線道路が開通したことや、さらには平成25年度に関越自動車道高崎・玉村スマートインターチェンジが整備の予定であります。遠方からの交通アクセスが飛躍的に改善されれば、観光振興だけでなく、産業振興の起爆剤となり得るので、その段階で町を紹介するプロモーションビデオを作成することも一つかと考えております。このほか、町の紹介としては、平成16年以来町勢要覧を作成しておりませんので、来年度に内容を刷新し、最新の情報で町勢要覧の発行を検討しております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それでは、2回目の質問なのですけれども、いわゆる電力の問題は、戦後

の占領軍の基本政策の一つが財閥解体にあったのですけれども、結局、電気の場合、公共性が極めて強いということで、電力の安定供給義務と引きかえに独占禁止法の解除対象とされて、ずっとこのまま来てしまったわけです。その結果どういうことになっているかということ、日本の電気料はフランスの3倍、イギリスの2.2倍、アメリカの3.7倍、スウェーデンの4倍以上にも達してしまったという話で、これではということで、1996年、そして特に2000年からPPSという形で導入されて自由化が始まったわけですけれども、こういう議論は本当にされていなかったのです。原発に事故があるまでは、この事故があるまでは。本当に、原子力、むしろ電気を使ってもらわないと、原発の電気というのはゼロか100ですので、調整がきかないので、どうしても、そして3分の2のつりは海に返してしまうというような、実は非常に無駄なところもあるのですけれども、そういった意味で、しかし、2000年に自由化したところ、多くの会社が手を挙げて、実に安くなっているということが実態的にあるわけです。

例えば今エネットという会社の話ししましたけれども、エネットという会社は、NTTファシリティーズという会社、それから東京ガス、大阪ガスの3つの会社が合併した会社です。そのほかに大きな会社が、新日鉄とか昭和電工、トーメン、日立造船、新日本石油精製とか日立製作所、神戸製鋼、こういった形が、今見ましたところ45業者ぐらいが入って、それで入札なんかしまして、例えば驚いたのですけれども、政府の内閣府、要するにエネットが入っているのが内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、丸紅が経済産業省、資源エネルギー庁、それで東京電力はたった防衛省だけなのです。この資料を総務課長に渡しておきましたけれども、こういった形で、この原発事故が起こるまでも、政府のほうはこういう法律をつくったからどうしてもやろうという形でやったのでしょうけれども、この辺まではおりてこなかった、意識が全然なかったのです。オール電化という話で、どんどん電気を使えという話ですから、それがやっとなんかこういう状況の中で、この制度を使うことによって電力は相当安くなります。使い方によると、1割から2割ぐらい安くなるということも見受けられますので、立川市なんかは相当進んでいると思いますけれども。東電の電気料金を100とすると、ほかのPPSは71、77、約80という価格で、これは東京電力の送電線を使わせてもらって、その費用を入れてもそのぐらい、1割、2割は安くなるというらしいので、これはぜひこれから大きな節電対策として出てくると思うのですけれども、取り組んでいただきたいと思うのですけれども、町長、その辺で、やりますはいいのだけれども、こういったやる場合、だれがどの辺の部署で結局やるようになるかと考えますか。総務課長か。町長にちょっとお尋ねいたします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これは役場全体の問題でございますので、総務課の担当で検討していくということでございます。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番(石川眞男君) どっちにしろ、ある程度の職員を割いてやらないと、まだ群馬県でも恐らく例はないと思うのですけれども、県も動き出すと思いますし、いろんなところで節電ということになりますし、これをやってくると、要するに電力の独占体制が解体的な状況になって、電力を市場に開放することで原発が存在する基盤が崩壊してくるということなのです。そういう意味においても、脱原発社会をつくる意味においても、このPPSの導入ということをぜひ検討していただけたらと思います。そういうことでよろしいですね。では、課長、どうですか。

議長(宇津木治宣君) 重田総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長(重田正典君) 議員ご質問の特定規模電気事業者、PPSの問題でございますが、従来、電気を買うなら東京電力ですか、このあたりはみんなそんなふうな感覚で持っていたわけでございます。ただ、法改正がありまして、特定規模電気事業者の売電が認められたということで、先ほど議員さんも発言しておりましたが、東京電力に比べて安く電気料等が上がるような状態になっているのも確かなようでございます。町としても、この内容について、ご指摘を受けるまで余り関心がなかったというような形でございますが、今後、実際の話として、PPS業者からの電気を受けることについてのメリット・デメリット等を研究しまして対応していきたいと思っております。

なお、改めて、町の入札参加願に特定規模電気事業者が2社入っていたということはありますので、そのときには東京電力を含めて入札になろうかとは思いますが

議長(宇津木治宣君) 14番石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番(石川眞男君) 節電というのは別に、休みにになったら電気を消すとか、コピーの使い古しの紙をもう一回使うとか、それは重要なことなのだけれども、そういうことばかり、小さなところにちまちま、職員がそんなことばかりやっていると、やっぱり発想が小さくなってしまふ。やっぱり、伸び伸び、いい仕事をするにはこういった大胆なことまで踏み込んでいくという、そういう気風を職場につくっていただきたいのです。だから、町長、余り職員を締めてばかりではなくて、もう少し大きな発想ができるように意識改革することも重要だと思うのですけれども、そういう意味でもPPSがどんなものかというのを、自分もそんなに詳しくは知らないのだけれども、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、もう一度その辺の答弁をお願いします。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長(貫井孝道君) 経済的にも非常にこれは前向きに検討できる問題であると思っておりますし、十二分に検討して、対応できるものであれば対応していくという形でやっていきたいと思っております。今の電力需要が、これからまた冬場になりまして大変になると思っておりますし、なおかつ原子力発電の問題もあ

ります。そういう意味でも、経費のかからないということであれば、これは大変必要な電力かなと考えております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それでは、それはそれとして、次に花火大会のことに進みますけれども、町長の答弁だけから感じた、それは今回の花火に多くの見物人、参加者があったと、それはもちろん私なんかもここ数年来感じています。それで、伊勢崎署長が、こんなに大勢の人が楽しんでいるのだから、花火大会は中止にできませんよねという言質をもらったというから、町の町民の総意で当たっていけば何とか道は開けるのではないかと、つまり現状のところということしか私にはちょっと答えが、そういう楽観的な答えしか私にはちょっと聞こえなかったのだけれども、そんな甘いものではないかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。今はいいです。それは、あれだけ人が来て、町長も伊勢崎の署長もいい気持ちで見て、そういうリップサービスはするかもしれないけれども、現実には354バイパスができて車が走り出した場合、そんな単純ではないと思いますけれども、その辺はどう考えますか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これは、本当にそんな甘い考えではないです。恐らく354バイパスは相当な交通量になると思いますし、それをとめるということでございますから、その対応策ができるかということだと思っております。354バイパスをとめても交通量をどうにか確保できるというような形がとれるかということが大事だと思いますので、その辺の整備をしていかないと今回のこの問題はなかなか許可にならないと考えております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それでは、この問題が発生するのは次の町長の任期中なのです。だから、いやいや、これが下手すれば争点になってしまうから、そのくらいこれは町にとって重要な問題で、それで、県の花火大会の、県の催しという意味でも、玉村町は夏を告げる花火ということもあるので、もう少ししっかり、検討だけではなくて実態的な調査というものを、背景もやっていかなければならないと思うし、万が一だめであればほかのところできないかということも考えておく必要があるかと思っております。田園花火ということであれば、できない場所はないことは確かにはないのです。地域の協力さえあれば。しかし、そういうことも含めて非常にこれは難しいのです。先ほどの柳沢さんが言ったけれども、日赤の問題と同じで、出し方が非常に難しいと思うのです。いろんな調査の仕方が、堂々としてしまって、あそこでもここでもできるという形で持って行ってしまって、どんと花火でも上げると、花火というか、公表すると、逆に、ではあそこのところは要らないのです

ねみたいな、そういったとらえ方もされてしまうと思うのだけれども、非常に難しいけれども、次の町長の大きな課題の一つだと思うので、もう少し、努力するだけではおさまらない問題が、今のところだけ通行するというだけでは、多分大丈夫だろうというような憶測だけでは済まない状況が来ると思うので、そうであればほかにできる場所も検討していくのかどうかということも検討したほうがいいような気もするのだけれども、どんなものでしょう。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） その辺も頭に入っています。ただ、今の段階で花火をもし継続をするというときの、私は一番の継続をする要因というのは、町を挙げての花火であるという、このたまむら花火というものの存在感、それが現段階では一番成否のポイントになるかなというような状況があります。ちょっと、これについては担当の経済産業課長のほうから話をさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 議員がご指摘のとおり、やはり広域幹線道路が完成をした後に、あの幹線道路をいかにとめて、そのとめた場合に迂回道路をどういうふう to 確保していくかということが一番警察との協議のネックになるというふうに思っております。今のところ、まだ全線といえますか、伊勢崎まで開通していないものですから、上げていられます。その中で、その辺の確保につきましては、五料橋方面の、今の354と利根川を渡った高崎・伊勢崎線のほうの迂回ということで、交通のほうの確保は何とかできるのではないかとこのように考えております。いずれにしましても、その辺は警察との協議が一番必要になりますので、早目に警察との協議のほうを始めていきたいというふうに思っております。

それから、別のところに打ち上げ地点をとこの話もありますけれども、今現在の、一番大きな尺玉を上げているわけなのですけれども、その場合、半径が200メートルの中に建物がないというような状況を消防のほうから言われる関係で、そうしてみると、場所的にはかなり玉村町の中では狭められていくのではないのかというふうに思います。そういう候補地が何カ所があるにはあるというふうに思っておりますけれども、警察との協議の場合、ここがだめだったらこちらというような、余りそういうことではなくて、今現在のところでは何とか打ち上げたいのだというふうなところで協議を進めていくというのが今のところは一番いい考え方ではないのかというふうに思っております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） では、今課長が言ったように、今の現状のところでは1本で進めて、万全のこれで大丈夫だという形ができたとします。したとしても、今の社会というのは、私が思うと、たった1本の苦情電話で方針がひっくり返されるような、そういう社会でもあるのです。本当にいいので

すか、皆さんが反対、花火という娯楽のためにもし事故でもあったらどうするのですかというたった1本の電話で、せっかく一段一段積み重ねてきた決定がぐらぐらしてひっくり返される、それが今の社会なのです。そういうことも踏まえて、それでも耐えられるような現状での結論、それが出せるかどうかということが重要だと思うのですけれども、課長、町長、どうですか。副町長も含めて、その気概をちょっと聞きたいのです。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 花火に対する意気込みについては、町長が先ほどお話ししたとおりでございます。私も、警察にも当然町を挙げてお願いをして、迂回路等の確保をしながら現状の地でやりたいなというふうに考えておりました、そういう活動も今後とも続けていきたいというふうに思っています。

花火に対しては、現状も、電話1本というお話がありましたけれども、苦情は今でもいろいろあります。近所に住む方が、花火なんかやるからうちへ帰れないではないかとか、そういう苦情だとかさまざまな苦情がありますが、それについても丁寧にご説明をして、ご理解を願って実施をしているという状況にあります。ただ、今後、あの沿線に道路だけではなくて例えば店舗ができるであるとか、そういったことになるといよいよあの場所でできなくなるということも想定しなければなりません。そうした場合に、望ましい、あそこにまさるような適地があるかというのはなかなか現状は難しいという状況にあります、その辺もまたいろいろと協議をして、もしそういった場合にはこれにかわる花火大会を進めていきたいというふうに考えておりますので、いろんな面でご支援のほどをお願いしたいというふうに思います。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） これを間断なく、もし花火大会を続けるとなると、今言ったように、万が一のことも考えて場所を選定しておくということも出てくるかと思うのです。だから、そういう意味において、非常にこの何年か、三、四年というか、難しい時期に来ると思うのです。幾ら、町民の意見は重要だけれども、それだけあったとしても、車が開通した後の苦情と今のうちへ帰れないというだけの苦情とは全然違いますから、そういう厳しい状況が来るということをやはり置いて、花火大会の継続、現状、ないしは現状はできないからどこでということもある程度ぼちぼち本気で考えないといけないと思いますけれども、考えるのだとどういった形で考えるのですか。そういった検討するとなると、どの部署で。もちろん、町長、副町長も含むのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 花火は、実行委員会ができて、副町長が実行委員長ということでやって

いますけれども、事務局は経済産業課が事務局という形でやっています。それで、やはりいろんな要素が出てきますので、これは避けられない要素が出てきたときは場所を変えざるを得ないかなと思っています。そういう場所も頭の中にこれから入れて検討していく必要があるかなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） これは問題提起ということで、今すぐではないけれども、必ず近い将来解決しなければならない非常に難しい問題だということで、ぜひ皆さんで考えていただきたいと思いません。

それで、最後の町のプロモーションビデオはどうかというのですけれども、この前、町のパンフレットをもらいました。かるただっけ、あと歴史の、非常にいいですよ、本も。非常にいいのですけれども、やはり町が観光とか、そういった形の名前がもうぼちぼち出てきた。そして、山ノ内町と交流したり、昭和村が来たりといるんな形が来ると、やはり我々行って思うのは、こういうパンフレットは持ち帰って見ればいいのだけれども、やはりそこで映像でその町を、みずみずしい町の姿を15分とか20分とか紹介されるとやはり違うので、同じものを同じ目線で見ると、本というのはみんなそれぞれが違うところ、内容は同じのを見るわけですが、音があって映像があるというのを見て、それで町を紹介されて、それから町のいろんなところを勉強し合うということになると大分雰囲気が違うので、動きのある映像というものを少し動かしてみたらどうかなという思いなのですけれども、町長もそういった形で考えてはいるということなので、ぜひ期待しているのですけれども、具体的には、今のところはまだ当然具体的なものはないと思えますけれども、こういった映像づくり、今の、平成8年と平成6年のお祭りになってしまうのだけれども、今風のビデオ映像というか、そういうものだったら町長はどのようなものをイメージしていますか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） こういう話が出ましたので、私も平成6年と8年につくったビデオを見ました。当時の人口、3万だったですね。そのときの玉村町の、非常にいい形で玉村町の案内ができています。ただ、今回、これからはしつくとすれば、玉村町の案内ではなくて、どう魅力があるかという、魅力をやっぱり売り出すというのが大事かなと思います、玉村町の魅力を売り出すということ。ですから、これは少し時間をかけて検討して行って、本当に玉村町に行きたくなる、来たくなるような、玉村町に行ってみたくなるような、私はそういうようなビデオをつくるとすればつくるべきだなと考えております。

また、当時の人たちのいろいろ人物が出てきますのも、あれも一つの、後で見たときに、10年、20年たったときに見たときに非常に参考になりますし、あの人たちがああいうことをやったのだなというのがわかりますし、そういうことも、今いる我々が主役ですから、主役として後世に残すとい

うことも一つのビデオの効果かなと思っておりますので、そういう意味でも、DVDという形で残せれば、町を宣伝できる、玉村町の魅力を発信できるビデオをつくるということが大事なかなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 今のものをつくるということは、未来にとってはやっぱり過去になるのだけれども、そのつくった、例えばこれなら平成6年当時の玉村町の様子が出てくるわけですね。平成6年当時だと、もっと前の町並みとかそういうのが出てくるわけです。そういうのを見ると、本当に歴史的な産物として未来に残せるということなので、本とか映像というのはこれから非常に貴重なものになると思います。

それから、たまたまきのう、私の友人が、鬼石で「しゃんしゃんしゃん しゃしゃしゃんしゃん」という鬼石のまちおこしの映画が9月にできるということで持ってきたのです。それで、いろいろ話を聞くと、プロが2人、女子大生が1人出ているのですか、地元の方はオーディションで女の子が1人ということなのだけれども、そういった地域で、ここは映画、約220万円かけて80分物ですか、つくって、前橋市は「虹の街」というのをやっぱりつくりましたよね。桐生市も今度は「からっぽ」という、変な、桐生の名前が、「からっぽ」という映画をつくるそうですけれども、映画だけではなくていろいろ映像でやるということで、映像をもしやるとなると物すごく実は難しいのです、係の人が。だって、町の象徴としてつくってしまうのだから、ここのところをメインにして、こっちは置いていかれてしまうということもあるので、その辺で職員が物すごく鍛えられるのです。ということも含めて、やっぱりチャレンジする意味があるのではないのかなと思うのですけれども、そういうことももしやるとすると、町長は外部委託ではなくて、やはり基本的には町の職員、町の職員を中心にこういうのをやっていただきたいと思うのですけれども、中心になる課はやっぱり経営企画課ですか。

議長（宇津木治宣君） 金田経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

明和町のビデオも、私、興味がありましたので、役場に電話して借りて見ました。行政が行うものになりますと、一般的にあれもこれも世界で漏れなく載せないと、石川議員さんが今おっしゃるように、違うところからちょっとクレームがついたりとか、そういうことはあるかと思います。

今後つくるビデオであれば、例えば転入促進のために使うビデオであれば、例えば子育て支援体制がどうなっているとか、保育所とか児童館だとか、そういったものの紹介にとどめて、残り20分とか30分とか、そういう長いビデオではなくて、5分ぐらいに簡潔にまとめるとか、またそれをどういう場所に提供するか。1つは、住宅、ハウスのメーカーさんとタイアップして、そういうところに提供していくとか、やはりある程度、プロモーションビデオをつくるに当たってどういう効果を期

待するかというところに重点を置いてやはりつくっていく必要はあろうかと思えます。ですから、いろんな場面で使えるものになろうと思えますので、その辺の企画段階から十分練っていかないといけないかなと考えております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） これで大体質問を終えていきたいのですが、本当は第4の質問を書こうと思ったのだけれども、これはあえて書かなかったのです。どうしても職員の問題に質問がいつてしまうので、それで、最後をお願いして終わりたいと思うのですけれども。

今、それぞれの3つの質問で担当する人はどの係だかということを知りましたが、やはりこういった、ふだんの通常業務のほかに新たなことをやる場合、ふだんの通常業務のほかにこういった形での労力というのを結局職員が割かなければならないわけですね。そういう意味において、またこの前の厚労省の発表かな、全労働者の38.何%、つまり4割近くが非正規労働者になってしまっているわけですね。つまり、不安定雇用の中で労働者の4割、六四、二十四、2,000万人以上が要するに正職員ではないということです。そういう中におかれて、やはり町は職員が力を、行財政改革の中で職員を減らすだけが改革ではないと、職員の能力を引き出す、やる気を出す、創造力を引き出すというのが一つの本当の行政改革の成果ではないかと思う。それが、そこに成果を持ってこないと私は間違っていると思うし、そしてまた不安定雇用におとしめるようなことになりかねない。民営化ということに対しても私は強く危惧を抱いているということを申し添えて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日は午前9時までに議場にご参集ください。ご苦労さまでした。

午後4時25分散会